

特論 1 熊本大学における教養教育

本学の教養教育体制については、部局史編第4編第12章「教養教育実施機構」においても記述してあるが、1964（昭和39）年度から1996（平成8）年度まで本学に存在した「教養部」について、その組織の形態や教育研究の状況、あるいは組織の解体過程について、具体的には触れられていない。

そこで本論では、「教養教育実施機構」としては記述が難しかった本学の教養部を中心とする教養教育の歴史について詳述する。

第1節 教養教育運営組織の60年

1 教養部の設置から廃止までの機構の変化

大学の発足にあたって、1950（昭和25）年には一般教養課程を運営するため学内措置として設置された。教養部は、独自の庁舎や事務機構を持たない委員会形態のものであったが、その内容は、一般教養課程を主管する教養部主事と教養教育に関する事務を統括する副主事及び一般教養科目に関係する全教官で構成されるものであった。国立学校設置法施行規則の改正により教養部が正式に設置されたのは1964（昭和39）年4月のことで、以来、教養部が本学の一般教育を担当してきたが、1997（平成9）年3月に廃止された。

教養部廃止後の教養教育は、1997（平成9）年4月に学内措置として新設された大学教育研究センター、大学教育委員会及び教科集団が担当することとなり、大学教育研究センターがその中核的組織となった。同センターは、大学教育に関する調査研究を行うとともに、教養教育の全学協力体制を構築しつつ責任ある教養教育の実施に努めてきた。しかし、教養教育を含む大学教育に対しての社会的要請は急速に変化し、大学教育に生じてきている新しい課題に迅速・的確に対応していくためには、教養教育に関するカリキュラム、教育方法、教育評価、FD（ファカルティ・ディベロップメント）及び実施体制等について常に調査・研究・開発を行い、その結果を教養教育の実施に活かすと同時に、現代の多様な学生に対して学習・生活支援を行うことの必要性から、教養教育の実施体制を見直すことになった。これに基づき、大学教育研究センターを発展的に解消し、大学教育機能開発総合研究センター及び教養教育実施機構を設置することとなった。大学教育機能開発総合研究センターは、専任教官を有する省令施設であり、カリキュラム開発部門、FD・教育評価部門及び教育システム開発部門から構成され、大学教育研究センター研究部の機能を継承するものであった。教養教育実施機構は、大学教育研究センター教育部の後継組織であり、本学の教養教育の実施及び運営の任にあたった。

2 教養部の事務部創設から解体までの過程と現在の教養教育事務体制

1947（昭和22）年に設立された大学基準協会が示した「大学基準」により、すべての大学に一般教養課程を設置することが定められた。本学において一般教養課程に関する事務が学内規則において初めて規定されるのは、1949（昭和24）年6月1日に施行された熊大本

学事務分掌規程においてである。同規程において学生部教務課の教務係が一般教養の時間割編成及びその運営に関する事務をつかさどることが明記されたが、一般教養に関する方針の樹立及びその運営並びに学生に対する教養方面にわたる諸事情につき審議決定するため、同年9月28日付けで一般教養協議会が発足した。

この一般教養協議会において教養部設置について審議が行われ、1950(昭和25)年1月25日に教養部設置規約及び一般教養委員会規程が制定された。これにより、本学においては、一般教養教育を行うための独立した機関の代わりに一般教養課程を運営するための組織としての教養部を学内措置として設置するとともに、一般教養委員会において教養部の組織、運営方法及び教育課程の審議及び教育方法を決定することとなり、教養部の組織と運営及び管理の基盤が形成された。教養部設置規約においては、教養部に一般教養課程を主管する教養部主事が置かれるとともに、一般教育に関する事務を統括する者として副主事が置かれ、副主事には学生部教務課長を充てることになった。しかしながら、具体的な事務機構の構成については決定が保留され、教養部に事務員を置くことのみ規定された。その後、同年7月には規約が改正され、教養部事務分掌規程が次のとおり定められた。

教養部事務分掌規程

- 1 入学試験の学力考査に関すること
- 1 一般教養課程の授業計画並に学習指導に関すること
- 1 一般教養課程の試験及び課程終了に関すること
- 1 一般教養課程の成績簿の作製並に保存に関すること
- 1 学籍簿の作製並に保存に関すること
- 1 一般教養課程の学生生徒に対する示達通告に関すること
- 1 その他一般教養に関する事項

また、保留にされていた事務機構についても、教養部に原則として事務機構を置き、各学部・学生部の応援を求めて機構を構成することが申し合わせられ、副主事の統括のもとに係長(事務主任)及び事務員若干名を置いて一般教養に関する事務を処理することとなった。1954(昭和29)年に制定された熊本大学事務組織規則においては、一般教育に関する事務は学生部教務課が担当することとされており、翌年には同課に一般教養事務係が設置された。このように、いわゆる部局である学部にと事務部が置かれていたのに対して、官制化されていない教養部には固有の事務部は設置されないままであった。

教養部のあり方が再検討されることとなったのは、学内措置による教養部が発足してから10年後の1960(昭和35)年のことであった。同年9月22日に開催された第105回評議会において、あいまいな存在であった教養部の独立強化を図る方針が確認され、教養部設置規約を改正し、同年10月1日をもって教養部主事を教養部長に改称することが了承された。これとともに教養部にも独立した事務部が設置されることになり、事務部を統括する事務長が配置され、庶務係及び教務係の2係が置かれることとなった。

学外においても一般教育の成果の向上を目指して、教養部の独立、官制化を要望する気運が高まっていた。本学は、新制大学発足時の経緯が似かよっていた新潟・金沢・岡山の各大学と一般教養部長・事務長会議を開催していたが、1961(昭和36)年5月11日に開催された第9回会議において、早急に教養部の官制化を実現する旨の要望書を各々の大学の

学長に提出することを申し合わせた。この要望の趣旨と目的を受けて、同年6月20日に開催された6大学学長会議（千葉・金沢・新潟・岡山・長崎・熊本）における協議が整い、一般教育の整備強化に関する要望書が文部省大学学術局長を経て文部大臣に提出された。

これらの動きを受けて、教養部関係の学内規則がようやく整備されたのは、1962（昭和37）年のことで、3月22日開催の第121回評議会において、熊本大学教養部規則案が了承され、制定に至った。同規則の第7条第1項において、教養部に、その事務を処理させるため事務部を置くことが謳われ、同条第2項の事務部に関する規則は別に定めるとする規定に基づき、熊本大学教養部事務組織規則が制定された。これにより、教養部事務部には、事務長のもとに庶務係、会計係及び教務係の3係が置かれることとなった。

本学における教養部強化の動きと軌を一にして、教養部官制化の気運が全国的に高まっていた。1962（昭和37）年3月、国立大学協会の一般教育委員会は、一般教育を徹底するためにはその管理・運営の組織を確立し、責任の所在を明らかにしなければならないとして、いわゆる教養部が学部準ずる処遇を与えられる一部局として制度上正式に認められることを要望したいという教養部の官制化を促進する提言を行った。また、1963（昭和38）年1月28日には中央教育審議会が大学教育の改善について答申を出したが、その中では、多くの学部を有する大学においては、教養課程における教育を効果的に行うため、必要に応じて責任者を置き担当教員の間の協力関係を密にするための機関を設けるなど、自主性と責任を持つ組織を置くことが望ましいとして、このような組織を教養部として制度的に認めることの必要性が記されていた。

この答申を受けて1963（昭和38）年3月31日、国立学校設置法改正案が施行され、文部省令で定める数個の学部を置く国立大学に、各学部に通ずる一般教養に関する教育を一括して行うための組織として、教養部を置くとの第3条第2項により教養部の官制化が実現した。そして、翌1964（昭和39）年4月1日に国立学校設置法施行規則が全部改正され、同規則第5条において教養部を置く大学として位置づけられた本学に正式に教養部が設置された。本学学則についても、各学部に通ずる一般教養に関する教育を一括して行うため教養部を置くとする規定を第2条の2として追加し、同条第2項の教養部に関する規則は別に定めるとする規定に基づき、熊本大学教養部規則も制定された。これと同時に熊本大学教養部教授会規則、熊本大学教養部長選考規則、熊本大学教養部教官選考規則など教養部の根幹をなす諸規則が合わせて整備された。また、このとき熊本大学教養部事務分掌規則も制定され、教養部に係る事務を担当する事務部としての教養部事務部が正式に設置されることとなった。

教養部事務部は、官制化前の組織を引き継いで庶務係、会計係及び教務係の3係でスタートしたが、1967（昭和42）年に学生係が新設され、教養部が廃止されるまで4係体制が維持された。また、教養部事務部にも、他の学部の事務部と同様に事務長が設置され、1980（昭和55）年からは事務長補佐も置かれるなどその体制が強化された。

なお、4係体制後の教養部事務部の事務分掌は次のとおりである。

熊本大学教養部事務分掌規則（抜粋）

第2条 庶務係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 部内事務の総括および連絡調整に関すること。
- (2) 儀式および会議に関すること。

- (3) 諸規則の制定および改廃に関する事。
- (4) 公印の管守に関する事。
- (5) 公文書の接受、浄書、発送および保管に関する事。
- (6) 学術研究の助成および連絡に関する事。
- (7) 職員の任免、給与、分限、懲戒および保障に関する事。
- (8) 職員の健康安全管理、レクリエーション、研修、その他能率の増進に関する事。
- (9) 職員の勤務時間、兼業、その他服務に関する事。
- (10) 退職者の恩給、共済組合の長期給付および退職手当に関する事。
- (11) 宿日直に関する事。
- (12) 出張に関する事。
- (13) 学校基本調査等の諸調査報告に関する事。
- (14) その他他の係の所掌に属しない事務に関する事。

第3条 会計係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 予算および決算に関する事。
- (2) 債権の管理等に関する事。
- (3) 歳入金徴収ならびに現金の出納保管に関する事。
- (4) 支出負担行為および支出決議に関する事。
- (5) 物品の購入および役務契約等に関する事。
- (6) 物品の管理に関する事。
- (7) 給与の支払いに関する事。
- (8) 国有財産の管理に関する事。
- (9) 営繕に関する事。
- (10) 防火その他災害の予防に関する事。
- (11) 共済組合（長期給付を除く。）に関する事。
- (12) 委任経理に関する事。
- (13) 科学研究費の経理に関する事。
- (14) 自動車に関する事。
- (15) 会計官吏の公印の管守に関する事。
- (16) 所掌事務に関する調査報告に関する事。
- (17) その他会計に関する事。

第4条 教務係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の入学、休学および退学等に関する事。
- (2) 医学進学課程の修了に関する事。
- (3) 成績原簿に関する事。
- (4) 教育課程および履修に関する事。
- (5) 授業計画および授業時間割の編成に関する事。
- (6) 試験および成績に関する事。
- (7) 学生の修学指導に関する事。
- (8) 在学、成績等の証明に関する事。
- (9) 所掌事務に関する調査報告に関する事。
- (10) その他教務に関する事。

第5条 学生係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の団体および課外活動に関すること。
- (2) 学生の集会、掲示および刊行物等に関すること。
- (3) 奨学生に関すること。
- (4) 授業料の免除および徴収猶予に関すること。
- (5) 学生の旅客運賃割引証、通学証明書等に関すること。
- (6) 特別用途公印の管守に関すること。
- (7) 学生の保健衛生に関すること。
- (8) 学生の賞罰に関すること。
- (9) 所掌事務に関する調査報告に関すること。
- (10) その他学生の補導および福利厚生に関すること。

教養部の設置に際しては、文部省より教養部長や教養部教授会等についての留意事項が示された。その中で、教養部は、全学部の学生を対象とするものであり、学生は各学部にも所属するが、一般教育実施期間中は、学生の教育、補導その他身分上の管理は教養部において行うものとされた。これにより、1年次生（医学進学課程の学生にあつては2年次生まで）の履修指導や厚生補導に関する事項は、教養部が取り扱うこととなった。教養部事務局においては、教務係が、学生の身分に関すること、成績に関すること、授業計画及び授業時間割の編成に関すること、試験及び成績に関すること、履修届を受理する等履修指導に関すること等に関する事項を担当した。学生係においては、授業料の減免や奨学金の申請、学生旅客運賃割引証の交付など、学生の経済支援に関する事項を処理した。

その後の教養部においては、大学における教育、特に一般教育関係の教育課程を従前より弾力的に編成、展開することができるよう必要な措置を講じることを目的とする大学設置基準の一部を改正する省令が1971（昭和46）年4月1日から施行されることへの対応を行ったり、一般教育科目を1年次から3年次までにわたって履修するとともに専門教育科目も1年次から履修し、年次を重ねるに従って専門教育科目の割合を増していく「くさび型教育」を1976（昭和51）年度から実施するなど、一般教育のあり方について絶えず見直しが行われてきた。

1985（昭和60）年から3年間にわたる3次の臨時教育審議会の答申において、高等教育の個性化・多様化・高度化を政策的に進めるために、大学設置基準の大綱化を図ることが打ち出された。1987（昭和62）年に設置された大学審議会は、一般教育と専門教育との有機的関連性に配慮しつつ、4年間一貫し、調和のとれた、かつ、効果的なカリキュラム編成に取り組むための学内の仕組みを整えることとし、その裏付けとして一般教育担当教員と専門教育担当教員の固定化の解消を答申した。これを受けて1991（平成3）年7月に大学設置基準が改正され、教育課程の編成にあたっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するように適切に配慮しなければならないと規定された。

大学設置基準の大綱化を受け、本学においても、教育課程の基本方針として、各学部は4年（医学部については6年）一貫教育を実施し、その中で学生が一般教育と専門教育の双方から知的刺激を受け得るように両者の有機的な連携を目指すことを謳うとともに、一般教育は教養部、専門教育は各学部がそれぞれ担当し、各教育目的の実現を専ら追求するという教育課程及び組織の二重構造に起因する制度的固定化を解消し、一貫教育を実質的か

つ効果的に実施するにふさわしい組織を構築することが課題となった。その答えが、教養部を廃止して一般教育の組織を全学実施体制として組み直すことであった。

これにより、1997(平成9)年に教養部が廃止され、教養部に代わって教養教育を担う組織として大学教育研究センターが設置された。これに伴い教養部事務部も廃止され、大学教育研究センターの事務と教養教育に関する事務は、新たに庶務部に設置された企画室が引き継ぐことになった。企画室は、企画係、管理係、教養教育実施係及び生涯学習係で構成されており、生涯学習や公開講座、更には社会教育主事講習の事務も担当した。

1999(平成11)年7月16日付で事務一元化が行われたが、このときの改組により、企画室の業務は、大学の将来構想や長期計画、大学改革、自己点検評価、大学院の将来構想、長期計画及び改革に関すること、概算要求といった事務にシフトした。企画室に代わって学生部教務課が、大学教育研究センターの管理運営や教養教育の実施に関する事務を担当することになった。これにより、教務課に教務企画担当の専門職員と教養教育企画係及び教養教育実施係を置き、大学教育研究センターに関する事務は教養教育企画係が担当し、教養教育の実施に関する事務については専門職員と教養教育実施係が分掌することとなった。なお、この事務一元化時の事務分掌は次のとおりである。

熊本大学学生部事務分掌規則(抜粋)

第4条 教務課に専門職員(教務企画担当)を置き、次の事務をつかさどる。

- (1) 教養教育に関し企画立案すること。
- (2) 教養教育の企画運営に係る会議に関すること。
- (3) 所掌事務の調査報告に関すること。
- (4) その他専門教育及び教養教育に係る専門的事項に関すること。

第5条 教務課に専門教育係、教養教育企画係、教養教育実施係及び学務情報係を置き、事務を分掌する。

第7条 教養教育企画係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学教育研究センターの事務の連絡調整に関すること。
- (2) 大学教育研究センターの管理運営に係る会議に関すること。
- (3) 大学教育研究センターに係る諸規則の制定及び改廃に関すること。
- (4) 大学教育研究センター日誌に関すること。
- (5) 大学教育研究センターの公印の管守に関すること。
- (6) 大学教育研究センターに係る公文書の接受、発送及び保管に関すること。
- (7) 大学教育研究センターの郵便切手の受払い及び保管に関すること。
- (8) 教養教育棟構内の警備、火災予防及び災害に関すること。
- (9) 教養教育棟内の清掃及び整理に関すること。
- (10) 教養教育に係る非常勤講師の任用計画、勤務時間等に関すること。
- (11) 大学教育研究センターの併任教官、教養教育に係る非常勤講師等の出張に関すること。
- (12) 大学教育研究センターの歳入歳出予算及び決算に関すること。
- (13) 教養教育に係る非常勤講師等の給与、旅費、謝金等に関すること。
- (14) 大学教育研究センターの物品の管理に関すること。
- (15) 国有財産(教養教育棟)の管理に関すること。
- (16) 所掌事務の調査報告に関すること。
- (17) その他大学教育研究センターの管理運営に関すること。

第8条 教養教育実施係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 教養教育の実施に係る会議に関すること。
- (2) 教養教育教科集団に関すること。
- (3) 教養教育に係る教育課程及び履修指導に関すること。
- (4) 教養教育の授業計画及び時間割の編成に関すること。
- (5) 教養教育の履修の手引及びシラバスの作成に関すること。
- (6) 教養教育に係る試験及び成績に関すること。
- (7) 教室使用に関すること。
- (8) 外国語クラス分け支援サブシステムの運用に関すること。
- (9) 所掌事務の調査報告に関すること。
- (10) その他教養教育の実施に関すること。

2000(平成12)年には事務局と学生部が統合されるが、翌年には、学生部内における組織が見直され、これまで教務課教養教育企画係が担当していた大学教育研究センターに関する事務のうち庶務及び会計に関する事項については学生課総務係と専門職員が分掌し、大学教育研究センターのその他の事務については教務課教育企画係が担当することになった。また、教養教育に関する事務については、これまで教養教育実施係と専門職員(教務企画担当)が担当していたものを教養教育係が分掌するとともに、新たに設置された情報教育係がCALLシステムの運用に係る連絡調整を行うこととなった。このときの事務分掌は、次のとおりである。

熊本大学事務局事務分掌規則(抜粋)

第56条 学生課に総務係及び専門職員を置き、事務を分掌する。

第57条 総務係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) (略)
- (2) 学生部、保健管理センター、留学生センター及び大学教育研究センター(以下この条において「学生部等」という。)の公印の管守に関すること。
- (3) 学生部等の諸規則に関すること。
- (4) (略)
- (5) 大学教育研究センターの併任教官及び教養教育に係る非常勤講師の出張に関すること。
- (6) 学生部、保健管理センター及び留学生センター所属の職員の休暇及び勤務時間管理並びに教養教育に係る非常勤講師の勤務時間管理に関すること。
- (7) 学生部等の歳入歳出予算及び決算に関すること。
- (8) 学生部等の所管に係る給与、旅費及び謝金等に関すること。
- (9) 学生部等の所管に係る委任経理金及び科学研究費補助金の経理に関すること。
- (10) 学生部等の所管に係る施設設備の整備に関すること。
- (11) 学生部等の所管に係る警備、火災予防及び災害に関すること。
- (12) 保健管理センター、留学生センター及び大学教育研究センターの庶務及び会計に関すること。
- (13) 保健管理センター、留学生センター及び大学教育研究センターに係る非常勤講師の任用計画に関すること。
- (14) 所掌事務の調査報告に関すること。
- (15) その他学生部の所掌事務で他の係等に属しない事務に関すること。

第58条 専門職員においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学教育研究センターの事務(教務課の所掌に属するものを除く。)に関する事。
- (2)～(14) (略)

第60条 教務課に教育企画係、教養教育係、情報教育係及び学務情報係を置き、事務を分掌する。

第63条 教養教育係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 教養教育の実施に係る会議に関する事。
- (2) 教養教育教科集団に関する事。
- (3) 教養教育に係る教育課程及び履修指導に関する事。
- (4) 教養教育の授業計画及び時間割の編成に関する事。
- (5) 教養教育の履修の手引及びシラバスの作成に関する事。
- (6) 教養教育に係る試験及び成績に関する事。
- (7) 教室使用に関する事。
- (8) 外国語クラス分け支援サブシステムの運用に関する事。
- (9) 所掌事務の調査報告に関する事。
- (10) その他教養教育の実施に関する事。

第64条 情報教育係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学務事務情報化の推進に関する事。
- (2) CALLシステムの運用に係わる連絡調整に関する事。
- (3) 学務情報システムの企画調整に関する事。
- (4) その他情報教育に係わる調査報告に関する事。

2003(平成15)年4月1日、これまで学内措置として設置されていた大学教育研究センターが教養教育実施機構と省令施設としての大学教育機能開発総合研究センターに分離・改組された。大学教育研究センターは、教養教育の企画・運営・実施にあたる教育部と一般教育に限らず大学教育そのもののあり方に関する調査研究を行いつつ教養教育の支援業務にあたる研究部から構成されていたが、教養教育実施機構がその教育部を、大学教育機能開発総合研究センターが研究部を継承した。教養教育実施機構と大学教育機能開発総合研究センターは、組織の上では独立しているが、相互に有機的に連携しつつ、本学の教養教育を含む大学教育のより一層の充実・発展を目指す目的で設置されたものである。両組織の事務は引き続き学生部が担当したが、現在は2004(平成16)年の法人化の際に改称された学務部が担当している。

3 教養部教職員数の変化

教養部の教職員定員の推移は、表1に示すとおりである。

このうち教職員については、発足当初より定員がほぼ充足されていたが(1964年度は定員35に対し現員33、1965年度は定員38に対し現員35)、事務職員については、当初は定員に対し現員が少ない状態であった。

職員録を基に示した教養部設置後の事務職員の現員の変遷は表2のとおりである。

表1 教養部教職員定員の推移

年 度	教 員					事務・ 技術職員等	定員外 (日々雇用等)
	教授	准教授	講師	助手	外国人教師		
1964	6	17	10	2		27	5
1965	8	18	10	2		27	9
1966	8	18	10	2		27	16
1967	19	18		2		29	13
1968	21	19		2		27	11
1969	26	19				26	12
1970	28	17				26	12
1971	29	16				26	12
1972	29	16				25	12
1973	32	15				25	13
1974	35	16				24	14
1975	35	16				25	13
1976	37	17			1	25	14
1977	38	18			2	25	14
1978	40	18				25	不明
1979	45	22			3	25	14
1980	45	22			3	24	14
1981	46	22				24	不明
1982	46	22				25	不明
1983	47	22			3	25	14
1984	47	22			3	25	14
1985	48	22			3	24	16
1986	49	23			3	23	14
1987	51	24			3	22	15
1988	52	23			3	22	15
1989	52	23			4	22	15
1990	53	24			4	22	15
1991	54	24			4	21	15
1992	55	24			4	21	16
1993	55	25			4	21	16
1994	55	24			4	20	15
1995	54	23			4	20	14
1996	47	22			4	20	14

定員外については実数
日々雇用は、事務補佐員、技能補佐員、臨時用務員など

表2 教養部事務職員の現員数の推移

職員録の年月日	事務長	事務長 補佐	係長	主任・ 事務官	技官	合計
1965年1月1日	1		3	9		13
1965年11月1日	1		3	9		13
1966年9月1日	1		3	11		15
1967年9月1日	1		3	12		16
1968年9月1日	1		4	15	2	22
1969年9月1日	1		4	15	2	22
1970年6月1日	1		4	16	3	24
1971年8月1日	1		4	15		20
1972年6月1日	1		4	15		20
1973年6月1日	1		4	15		20
1974年7月1日	1		4	14		19
1975年7月1日	1		4	15		20
1976年7月1日	1		4	15		20
1977年7月1日	1		4	16		21
1979年7月1日	1		4	17		22
1980年5月1日	1	1	4	16		22
1983年5月1日	1	1	4	17	2	25
1984年5月1日	1	1	4	18	2	26
1985年5月1日	1	1	4	15	2	23
1986年5月1日	1	1	4	14	2	22
1987年5月1日	1	1	4	13	2	21
1988年5月1日	1	1	4	14	2	22
1989年5月1日	1	1	4	14	2	22
1990年6月8日	1	1	4	13	2	21
1991年5月1日	1	1	4	13	2	21
1992年5月1日	1	1	4	12	2	20
1993年5月1日	1	1	4	12	2	20
1994年6月1日	1	1	4	12	2	20
1995年5月1日	1	1	4	12	2	20
1996年5月1日	1	1	4	12	2	20

4 教養教育関連委員会の60年間の変化

(1) 教養部以前(学内措置としての教養部)

1949(昭和24)年に本学が発足すると、同年9月28日に、教養部の組織の確立及び一般教養に関する方針の樹立並びにその運営及び学生に対する一般教養に関する諸事項を審議決定するための一般教養協議会が設置された。協議会は、教養部主事、学生部長及び各学部代表の6名、教養学科目代表の10名により構成された。

翌年には、一般教養の教育課程の審議及び教育方法を決定する一般教養委員会が設置さ

れた。委員会は、教養部主事、学生部長、教務課長、各学部及び図書館の代表教官10名、各学科系列代表の10名により構成され、①授業計画及び学習指導、②入学試験の学力考査、③試験及び課程修了、④その他一般教養に関する重要事項を審議し、教養部が独立するまで存続した。

1963(昭和38)年度に旧帝大系の4大学において教養部の官制化が認められ、次年度からは新制大学にも制度化される状況となってきた。本学には1964(昭和39)年度の設置決定が通知されたことを受け、1963年11月に熊本大学一般教育運営協議会が設置された。同協議会は、学長、各学部長及び教養部長により構成され、①一般教育課程と専門教育課程との関連事項、②一般教育の教育方針、③一般教育の運営、④その他一般教育に関する重要事項を審議することになっていた。

(2) 教養部

教養部はその性質上、各学部と密接な関係を保持していく必要があることから、1964(昭和39)年4月1日の教養部発足とともに一般教育運営協議会を継承する教養部運営協議会が設置された。同協議会の構成は、学長、各学部長、教養部長、各学部及び教養部ごとに選出された教授各1名で、①一般教育課程と専門教育課程との関連事項、②教養部教育方針、③教養部の運営方針、④教養部教官人事の調整、⑤その他教養部に関する重要事項を審議した。

また、これと同時に、教養部が学内において1つの部局を構成することから教養部教授会が発足し、①教養部における教育課程及び教育研究、②学生の厚生補導、③学生の学業評価、④学生の退学・休学・復学・賞罰、⑤教官人事、⑥予算、⑦施設設備、⑧その他運営に関する重要事項を審議することとなった。ただし、この中の教育課程と教官人事については、教養部設置にあたり文部省より示された留意すべき事項に従って教養部運営協議会の調整を経るものとされた。更に、同年6月1日には教養部運営を円滑にらしめるため教養部教官会が置かれた。教官会は、併任を含む全教官によって構成された。

同年4月7日に開催された第1回教官会議において、教養部内委員会として教務・組織・予算・施設・図書・紀要・厚生補導の7委員会が置かれ、それぞれがその機能を発揮しつつ教養部の円滑な運営が図られた。その後、各種委員会の数は大きく変わることはなかったが、1985(昭和60)年4月時点での教養部関係委員会は、組織委員会・予算委員会・施設委員会・教務委員会・学生担当委員会・図書委員会・紀要委員会・レクリエーション委員会・公開講座委員会・総合科目委員会・視聴覚運営委員会・交通対策委員会となっていた。

(3) 大学教育研究センター

1997(平成9)年3月に教養部が廃止され、同年4月に学内措置として大学教育研究センターが設置されると、同センターの教育部が教養教育の企画・運営・実施にあたることになった。また、教養教育に関する基本的事項は、同年4月に設置された全学の大学教育委員会において審議することとなった。教養教育関連の審議事項としては、①教育課程等の中・長期的な基本計画の策定、②教養教育の企画、運営及び見直しがあり、委員会は学長、各学部長、大学教育研究センター長、自然科学研究科長、医学部附属病院長、附属図書館長、医療技術短期大学部部長、学生部長、各学部から選出された評議員各1名で組織された。同委員会には、専門的事項を調査・審議するため、教養教育専門委員会が置かれた。

一方、大学教育研究センター教育部の内部組織として、同年4月に教養教育実施委員会とその下に企画部会・運営部会・実施部会の3部会、担当者会議（コアⅠ、コアⅡ、コアⅢ、コアⅣ、コアⅤ、既修外国語、初修外国語、健康・スポーツ科学、基礎セミナー、総合科目、専門基礎科目Ⅰの担当者会議）、担当者連絡会議が組織された。教養教育実施委員会は、教養教育の企画、運営及び実施に関することを任務とし、センター長、各担当者会議代表各3名、センター教官若干名で構成された。その下に置かれた企画部会はカリキュラム編成の基本的事項その他教養教育の企画に関することを、運営部会は図書を選定その他教養教育の運営に関することを、実施部会は教養教育の実施計画（年間予定表、授業時間割、非常勤講師の任用計画、クラス編成、教室の割振り等）、シラバス、学生便覧及び各種案内等の作成、履修指導、定期試験、成績処理その他教養教育の実施に関することをそれぞれ任務とした。

センターの組織はその後2001（平成13）年4月、それまでの教養教育実施委員会及びその3部会、担当者会議、担当者連絡会議の体制から、教養教育実施会議及びその下に置かれた教務委員会、企画・運営委員会、総合科目委員会、基礎セミナー委員会、専門基礎科目Ⅰ委員会の5委員会に編成された。

教養教育実施会議は、大学教育研究センター長、各教科集団（教務委員会及び企画・運営委員会の委員長を除く。）の幹事、既習外国語教科集団の副幹事、初修外国語教科集団から選出された教授又は助教授のうちから3名、各学部の教務に関する委員会の委員長、5委員会の委員長、総合科目委員会及び基礎セミナー委員会の副委員会で構成され、①教養教育の年間実施計画の策定、②教養教育に係る施設・設備の利用計画、③教養教育の自己点検・評価及びこれに基づく見直し、④教養教育における学部間の協力及び連絡調整、⑤教養教育に係る広報活動、⑥教科集団の運営に係る調整などを審議事項とした。

教養教育実施会議の教務委員会、企画・運営委員会、総合科目委員会、基礎セミナー委員会、専門基礎科目Ⅰ委員会の構成員及び審議事項は、表3のとおりである。

表3 教養教育実施会議各委員会の構成員及び審議事項

委員会名称	構成員	審議事項
教務委員会	大学教育研究センター教養部 教養教育実施会議の委員のうちから、次に掲げる委員及び 専門基礎科目Ⅰ委員会副委員長 (1) 人文社会系列の教科集団 から6人 (2) 自然系列の教科集団から 6人 (3) 既修外国語教科集団から 1人 (4) 初修外国語教科集団から 2人 (5) 情報教育教科集団から1 人	(1) 教養教育の実施計画（年間予定表、 授業時間割、非常勤講師の任用計 画、クラス編成、教室の割振り等） の作成に関する事。 (2) 授業計画の作成に関する事。 (3) 履修指導に関する事。 (4) 定期試験に関する事。 (5) 学生便覧、各種案内等の作成に関 する事。 (6) 成績処理（入学前の既修得単位 の取扱いを含む。）に関する事。 (7) その他教養教育の実施に関する必 要事項
企画・運営委員会	大学教育研究センター教養部 教養教育実施会議の委員のうち から、次に掲げる委員	(1) 自己点検・評価に関する事。 (2) 将来構想策定に係る調査検討に関 する事。

委員会名称	構成員	審議事項
	(1) 人文社会系列の教科集団から5人 (2) 自然系列の教科集団から6人 (3) 既修外国語教科集団から1人 (4) 初修外国語教科集団（日本語・日本事情を除く。）から1人	(3) カリキュラム編成の基本的事項に関すること。 (4) ファカルティ・ディベロップメント活動に関すること。 (5) 諸規則案の作成に関すること。 (6) 予算及び施設・整備に関すること。 (7) 教育活動における安全確保に関すること。 (8) センターの広報業務に関すること。 (9) その他教養教育の企画・運営に関する必要事項
総合科目委員会	各学部から選出された教授又は助教授各1人（やむを得ない理由がある場合は、講師も可能）	(1) 総合科目の新テーマの開発に関すること。 (2) 授業科目及び授業担当教官割振りの原案作成に関すること。 (3) 授業計画書の作成に関すること。 (4) 授業時間割案の作成に関すること。 (5) 授業クラスの編成及び受講者名簿の作成に関すること。 (6) 成績表のとりまとめに関すること。 (7) 総合科目の実施に係る予算及び施設に関すること。 (8) 総合科目の支援に係る各学部の委員会及びオーガナイザーとの協力に関すること。 (9) 「総合科目研究報告」の編集・発行に関すること。 (10) その他授業の実施に関する必要事項
基礎セミナー委員会	各学部から選出された教授又は助教授各1人（やむを得ない理由がある場合は、講師も可能）	(1) 授業科目及び授業担当教官割振りの原案作成に関すること。 (2) 授業計画書の作成に関すること。 (3) 授業時間割案の作成に関すること。 (4) 授業クラスの編成及び受講者名簿の作成に関すること。 (5) 成績表の取りまとめに関すること。 (6) 基礎セミナーの実施に係る予算及び施設に関すること。 (7) その他授業の実施に関する必要事項
専門基礎科目 I 委員会	次に掲げる教科集団に所属する教授又は助教授（やむを得ない理由がある場合は、講師も可能） (1) 数学・統計学教科集団から2人 (2) 物理学教科集団から1人 (3) 化学教科集団から1人 (4) 生物学又は地学教科集団から1人 (5) 情報教育教科集団から1人	(1) 授業科目及び授業担当教官割振りの原案作成に関すること。 (2) 授業計画書作成に関すること。 (3) 授業時間割案の作成に関すること。 (4) 授業クラスの編成及び受講者名簿の作成に関すること。 (5) 成績表のとりまとめに関すること。 (6) 専門基礎科目 I の実施に係る予算及び施設に関すること。 (7) その他授業の実施に関する必要事項

(4) 教養教育実施機構

2003(平成15)年4月1日、これまで学内措置として設置されていた大学教育研究センターが、教養教育実施機構と省令施設としての大学教育機能開発総合研究センターに分離・改組された。教養部廃止以来、大学教育研究センターの教育部は教養教育実施の責任母体として、研究部は教養教育を含む大学教育の調査研究活動を行ってきたが、この改組により教育部は教養教育実施機構に、研究部は大学教育機能開発総合研究センターにその役割を引き継ぐこととなった。

教養教育実施機構には、教養教育の実施に関する事項を審議するために教養教育実施機構教養教育実施会議(2007年に教養教育実施委員会に改組)が置かれ、同会議の下に教務委員会、企画・運営委員会、基礎セミナー・学際科目委員会、専門基礎科目I委員会が組織された。教養教育実施委員会以下各委員会の構成員及び審議事項は、表4のとおりである。

表4 教養教育実施委員会各委員会の構成員及び審議事項

委員会名称	構成員	審議事項
教養教育実施委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教養教育実施機構長(以下「機構長」という。) (2) 規則第4条第2項各号に規定する委員会の委員長 (3) 規則第4条第3項に規定する各教科集団の幹事(同条第2項第1号に規定する教養教育教務委員会及び第2号に規定する企画・運営委員会の委員長を除く。) (4) 既修外国語教科集団及び初修外国語教科集団の副幹事 (5) 初修外国語教科集団から選出された教授又は准教授2人(やむを得ない理由がある場合は、講師も可能) (6) 各学部の教務に関する委員会の委員長 (7) 大学教育機能開発総合研究センターの専任教員(規則第4条第2項第3号に規定する基礎セミナー・学際科目委員会の委員長を除く。)及び併任教員 (8) その他委員長が必要と認めた者 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教養教育の年間実施計画の策定に関すること。 (2) 教養教育に係る施設・設備の利用計画に関すること。 (3) 教養教育の自己点検・評価及びこれに基づく見直しに関すること。 (4) 教養教育における学部間の協力及び連絡調整に関すること。 (5) 教養教育に係る広報活動に関すること。 (6) 教科集団の運営に係る調整に関すること。 (7) 教養教育実施機構(以下「機構」という。)の予算及び決算に関すること。 (8) その他教養教育及び機構の運営に関し必要な事項
教務委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教養教育実施機構教養教育実施委員会の委員のうちから、次に掲げる委員 <ul style="list-style-type: none"> ア 自然系列の教科集団から5人 イ 人文社会系列の教科集団から6人 ウ 共通系列の既修外国語教科集団から1人 エ 共通系列の初修外国語教科集団から2人 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教養教育の実施計画(年間予定表、授業時間割、非常勤講師の任用計画、クラス編成、教室の割振り等をいう。)の作成に関すること。 (2) 授業計画の作成に係る調整に関すること。 (3) 履修指導に関すること。 (4) 定期試験に関すること。 (5) 履修案内等の作成に関すること。

委員会名称	構成員	審議事項
	オ 共通系列の情報教育教科集団から1人 (2) 大学教育機能開発総合研究センター教育機能開発部カリキュラム開発部門の専任教員 (CALL担当教員を除く。) (3) 規則第4条第2項第4号に規定する専門基礎科目I委員会の副委員長	(6) 成績処理 (入学前の既修得単位の取扱いを含む。) に関する事。 (7) その他教養教育の実施に関し必要な事項
企画・運営委員会	(1) 教養教育実施機構教養教育実施委員会の委員のうちから、次に掲げる委員 ア 自然系列及び人文社会系列の教科集団から各5人 イ 共通系列の既修外国語教科集団から1人 ウ 共通系列の初修外国語教科集団から2人 (2) 大学教育機能開発総合研究センター教育機能開発部FD・教育評価部門及び教育システム開発部門の専任教員	(1) 自己点検・評価に関する事。 (2) 将来構想策定に係る調査検討に関する事。 (3) 教育課程編成の基本的事項に関する事。 (4) ファカルティ・ディベロップメント活動に関する事。 (5) 諸規則案の作成に関する事。 (6) 予算及び施設・設備に関する事。 (7) 教育活動における安全確保に関する事。 (8) 広報に関する事。 (9) その他企画・運営に関し必要な事項
基礎セミナー・学際科目委員会	大学教育機能開発総合研究センターの専任教員及び併任教員	基礎セミナー及び学際科目に関する次に掲げる事項 (1) 授業科目及び授業担当教員割振りの原案作成に関する事。 (2) 授業計画書の作成に関する事。 (3) 授業時間割案の作成に関する事。 (4) 授業クラスの編成及び受講者名簿の作成に関する事。 (5) 成績表の取りまとめに関する事。 (6) 授業科目の改善及び開発に関する事。 (7) 各学部、大学教育機能開発総合研究センター及びオーガナイザー (学際科目の授業科目の取りまとめを行う教員をいう。) との連携・協力に関する事。 (8) 予算及び施設に関する事。 (9) その他授業の実施に関し必要な事項
専門基礎科目I委員会	次に掲げる教科集団に所属する教授又は准教授 (やむを得ない理由がある場合は、講師も可能) (1) 数学・統計学教科集団から2人 (2) 物理学教科集団から1人 (3) 化学教科集団から1人 (4) 生物学教科集団又は地学教科集団から1人 (5) 情報教育教科集団から1人	専門基礎科目Iに関する次に掲げる事項 (1) 授業科目及び授業担当教員割振りの原案作成に関する事。 (2) 授業計画書の作成に関する事。 (3) 授業時間割案の作成に関する事。 (4) 授業クラスの編成及び受講者名簿の作成に関する事。 (5) 成績表の取りまとめに関する事。 (6) 予算及び施設に関する事。 (7) その他授業の実施に関し必要な事項

第2節 大学発足時における教養教育

1949(昭和24)年に新制大学が発足した際に取り入れられた最大の変革は「一般教育」の概念の導入であった。本学が発足時において、この一般教育を実施するために、どのような運営組織が作られ、実施に移されていったかを具体的に述べることにする。

1 戦後発足時における大学の教養教育

戦後の教育改革によって誕生した大学は、すべて一般教育の課程を設けることになった。4年制大学の場合は、1947(昭和22)年に設立された「大学基準協会」によって、すべての大学に一般教養科目を設置することが決められた。

定められた設置基準によると、一般教養科目として人文科学・社会科学・自然科学の3系列それぞれ5科目以上を準備し、学生は各系列3科目以上36単位を履修することになった。また、それとは別に2つ以上の外国語をそれぞれ8単位以上履修することが定められた。大学基準協会資料第1号『「大学基準」及びその解説』(1947年)によれば、外国語は「一般教養的要素よりはむしろ一般教育並びに専門教育の両者にとって多分に道具的役割を演じ、準備的補助科目的性格を帯びたもの」とみなされた。

この「一般教養科目」の名称は、1953(昭和28)年の学則改定により「一般教育科目」と変更され、以後大学の教育課程は「一般教育科目」「外国語科目」「体育科目」及び「専門科目」の4つの柱からなることになった。この学則改定は1956(昭和31)年の「大学設置基準」(省令)が制定されるまで大きな変更はなかった。

2 教養課程の運営

本学発足時にあたっては、一般教育を担当する独立した組織は設立されず、教養課程を運営する組織として学内措置による「教養部」が設けられた。この組織は、独自の建物や事務組織を持たない委員会形式のもので、教養課程を主管する教養部「主事」(1960年10月からは「教養部長」と呼ばれるようになった)と一般教育に関する事務を統括する「副主事」及び一般教育科目に関係する全教員で構成された。

授業は、人文・社会科学系列は主として法文学部(一部教育学部)、自然科学系列は主として理学部(一部工学部)、外国語は主として法文学部(一部教育学部)、保健体育は主として教育学部が担当することになった。これは後の1955(昭和30)年9月の臨時部局長会議において、法文学部及び理学部は本学の教養課程の主要な担当学部であることから、両学部の教員は全員が教養課程に関係する者と定められた。

1949(昭和24)年9月1日の第1回入学式で1,090名の新入生を迎えた本校では、同月28日、教養部の組織の確立と一般教養に関する方針の樹立及びその運営、並びに学生に対する一般教養に関する諸事項を審議決定するために「一般教養協議会」が設けられた。協議会は教養部主事、学生部長及び各学部代表6名、教養科目代表10名で構成され、毎月1回不定時に開催し、将来は月2、3回開催するものとされた。

1950(昭和25)年1月25日、「教養部設置に関する規約」「一般教育委員会規程」及び関連内規がつくられた。これらは教養部の組織、運営方法及び教育課程の審議・教育方法を決

定するためのものであり、特に「一般教養委員会」は教養部が独立する1964（昭和39）年まで存続し、その使命を果たした。

3 厚生補導特別企画合宿研修

1968（昭和43）年度に、教養部の厚生補導特別企画合宿研修の前身となる「教養部第1回オリエンテーション・セミナー」が実施された。

この企画は、入学後なるべく早い機会に新生と上級生及び教職員が起居をともにし研究討議を行うことにより、大学の理念と学生の使命を理解し、周囲の諸問題に対する正しい考え方とその理解に必要な積極的態度を集団活動の中で自得し、意義ある学生生活への道標を見出させようとするを目的としたものである。1969（昭和44）年度以降は大学紛争とその後遺症のために一時中断されたが1972（昭和47）年度から復活し、名称も厚生補導特別企画合宿研修と改められた。1年生の4分の1にあたる学生がこの企画に参加しており、終了後の反省会や感想文を通して、学生たちがこの企画に積極的な意義を認めていることが窺われる（毎年、実施後に研修記録集が発行されている）。

また、厚生補導企画の一環として、1976（昭和51）年から九州地区の大学が共同開催する「九州地区国立大学間合宿共同授業」に参加した。これは、夏休み期間を活用して、主に九重共同研修所において4泊5日の日程で行われるもので、大学間の交流を深めることができた。本学の共同授業への参加は2001（平成13）年度まで続き、翌年度から参加を中止した。合宿共同授業はその後も継続しており、2011（平成23）年度は九州大学・福岡教育大学・長崎大学・佐賀大学・琉球大学が参加した。

第3節 教養部設置までの歩み

熊本大学は1950（昭和25）年5月31日、国立学校設置法により旧制の熊本医科大学・第五高等学校・熊本工業専門学校・熊本師範学校・熊本青年師範学校及び熊本薬学専門学校を包括して、法文学部・教育学部・理学部・医学部・薬学部及び工学部の6学部からなる新制大学として発足した。

一般教育については、大学設置基準に基づいて必要な授業科目を開講し、その履修期間を2年間として最初の1年間は週の全日6日を、2年次については週の後半3日を充てることとした。授業は主として法文学部・理学部所属の教官が担当することになった。

管理組織としては、1950（昭和25）年3月10日に学内措置として教養部を設け、教養部主事を置き、教養部主事のもとに各学部・系列・学科から選出された委員による委員会を組織して教養課程の管理運営にあたることとした。

1950（昭和25）年10月、熊本大学期成会の寄附により、黒髪地区の一面（現在地南側）に一般教養教室の一部（木造2階建・延坪2坪）が竣工し、教養課程の全学生を一つ所に集めて教育を行うことになった。

なお、1955（昭和30）年度以降は医学進学課程の規定が定められ、その授業は教養部が担当することになった。

その後、一般教育の成果の向上を目指し、教養部の独立と官制化を要望する機運が学内

外において盛り上がってきた。1961（昭和36）年5月11日に岡山大学で開催された第9回一般教養部長・事務長会議において、早急に教養部の官制化を実現する旨の要望書を各大学学長に提出することが申し合わされた。

そして、1963（昭和38）年9月、文部省が発表した1964（昭和39）年度の国立大学の学部・学科の新增設、改組、名称変更等の計画において、独立した学部としての教養部設置が決定された。これを受けて本学では、同年11月14日の評議会において、酒井三郎教養部長（この段階の教養部長は部局長ではない「教養部長」として）より正式発足の準備として「熊本大学一般教育運営協議会規則」を制定したい旨の提案がなされ、同日付で同規則の制定施行が決定された。運営協議会は学長、各学部長、教養部長によって構成され、①一般教育課程と専門教育課程との関連事項、②一般教育の教育方針、③一般教育の運営、④その他一般教育に関する重要事項を審議することになった。なお、同協議会は教養部の発足と同時に「教養部運営協議会」へと改められた。

翌1964（昭和39）年4月1日に教養部は官制化されて独立し、専任教員33名、事務系職員27名からなる学内の1つの部局を構成することになった。

また、同時に施行された規則によって教授会が発足し、①教養部における教育・研究、②学生の厚生補導、③学生の学業評価、④学生の退学・休学・復学・賞罰、⑤教官人事、⑥予算、⑦施設設備、⑧その他運営に関する重要事項を審議することになった。ただし教育課程と教官人事については、「教養部運営協議会の調整を経るもの」とされた。更に6月1日施行の内規によって教官会が設けられた。

教養課程の履修期間は従来どおりとされたが、1年次学生（医学進学課程については2年次まで）の厚生補導の責任を教養部が受け持つこととなり、教養部の責任体制が明らかにされた。

1968（昭和43）年3月、一般教育教室の老朽化に伴い3期にわたり進められていた教養部建物竣工し、同年5月、現在の鉄筋コンクリート4階建4棟（延坪3,665坪）への移転を完了した。

第4節 教養部設置後の動向

1 教養部発足時の組織・運営

熊本大学教養部は、1964（昭和39）年4月1日をもって正式に発足した。当初は酒井三郎部長取扱のもとに専任教員33名と併任教員9名、これに兼任教官69名と非常勤講師20名を加えた陣容で教養部の講義を担当した。

教養部長選挙は1964（昭和39）年4月1日に制定された「熊本大学教養部長選考規則」に則って行われ、教養部発足以前の1961（昭和36）年10月からその設立に尽力した酒井教授に代わって、広本文四郎教授が1964年11月1日付で教養部長に就任した。

教養部の委員会組織に関しては、1964（昭和39）年4月7日に開催された第1回教官会議において、評議員のほか教養部運営協議員・厚生補導協議員・図書館協議員・電子計算室委員が選出された。部内委員については、教務・組織・予算・施設・図書・紀要・厚生補導の7委員会が発足した。その後、学内、部内とも各種委員会の数は大幅に増えていった。

教養部はその性質上、各学部との緊密な関係を保持していく必要があることから、教養部発足と同時に教養部運営協議会が設置され、以下の構成及び審議事項を定めて教養部運営の円滑化を図ることとなった。構成と審議事項を次に掲げておく。

・構成

①学長、②各学部長、③教養部長、④各学部及び教養部ごとに選出された教授各1名

・審議事項

①一般教育課程と専門教育課程との関連事項に関すること、②教養部の教育方針に関すること、③教養部の運営方針に関すること、④教養部教官人事の調整に関すること、⑤その他教養部に関する重要事項

教養部は教官33名で発足したため、教授の数も少なく、学部からの併任教授の協力を得て教授会が成立していた。そのため、教官人事なども教授会の議を経て教養部運営協議会で最終決定がなされていた。その後は教官定員も増加し、独自で教授会の運営ができるようになったことから、1971(昭和46)年3月18日の運営協議会において、教官人事は教養部で最終決定を行い運営協議会に事後報告することが了承された。

なお、運営協議会の審議をより円滑に行うため、下部組織としての専門委員会の設置が1976(昭和51)年7月1日付で承認され、教務関係などの具体的事項を専門委員会で審議し、運営協議会で最終決定を行うことができるようになった。

2 教養部における教育・研究活動

(1) 教育体制

教養部教官の定員数は、1964(昭和39)年の発足当時は教授6名、助教授17名、講師10名、助手2名であったが、その後次第に増加して、1974(昭和49)年度には教授35名、助教授16名となり50名を超えた。同年度には初めての英語の外国人教師が赴任し、以後ドイツ語、フランス語及び中国語の外国人教師が赴任した。教員総数が最も多かったのは、1993(平成5)年度の定員80名に外国人教師4名を加えた84名であった。教養部最終年度となった1996(平成8)年度は、工学部改組に伴って8名の教員が工学部に移籍した結果、教授47名、助教授22名、外国人教師4名であった。

教養部において開設すべき授業科目、すなわち「授業科目の区分」に関しては、新カリキュラムの改訂までは、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育科目であった。1994(平成6)年の新カリキュラムの実施によって授業科目は大きく変わったが、教養部教官の研究活動の主たる場であった「教養部紀要」は教養部廃止まで継続して刊行されたことから、授業科目も以前のものを利用する。

本学教養部においてこれまでに開設された一般教育科目は次のとおりである。

- ・人文分野 哲学、心理学、文学、音楽
- ・社会分野 法学、政治学、経済学、社会学、歴史学、地理学
- ・自然分野 数学・統計学、物理学、化学、生物学、地学、図学

選択必修としての外国語は、2012(平成24)年では、英語・ドイツ語・フランス語・中国語・朝鮮語が開設されている。

(2) 研究活動

学科目制であった教養部は、講座制に比べて研究費や研究設備において見劣りし、共同

研究者としての大学院生を持たないなど研究条件としては不利な部分もあったが、かえって教室の伝統や学風に制約されることもなく、各教員個人の自由な研究活動が可能であった。一般教育を担当することが設置の目的であったから、教育と専門の研究とが内容やレベルにおいて乖離することもなくはなかったが、だからこそ研究が自由に遂行できた面もあった。また、教養部には、自然科学・社会科学・人文科学・外国語・体育からなる多様な専門の研究者が集まっていたので、学際的・総合的な研究を可能にする組織的な基盤を持っていた。その1つの成果が、全国的に高い評価を得た1995(平成7)年出版の『映画この百年－地方からの視点』(熊本出版文化会館)である。

教養部に在籍する教官の研究成果は、授業の場で活かされることはもとより、研究会や学会での口頭発表、学会誌などの学術雑誌や同人誌、一般誌などにおける発表に見られるように、発表先や発表形態を教官各人が持ち、毎年何点か著書としての刊行も見られた。

教養部としての研究成果発表の場として、人文・社会分野(外国語を含む)の「人文科学編」と自然分野(体育を含む)の「自然科学編」の両教養部紀要があった。その後「人文科学編」は「人文・社会科学編」に名称変更し、「人文科学編」に組み入れられていた「外国語・外国文学編」はそこから独立して編集された。総合科目に関しては、当初は1981(昭和56)年度の「自然科学編」の分冊として掲載された(なお、本学の「総合科目」については本論第5節第3項を参照されたい)。しかし、その後連続して投稿があったこと、また、本冊だけで分冊を作らない「人文・社会科学編」や「外国語・外国文学編」への掲載を希望する投稿があったことなどから、第4集(1985年度)からは「自然科学編」の分冊としてではなく、総合科目独自の分冊として刊行された。

- ・「人文科学編」第1号(1966年)～第12号(1977年)
- ・「人文・社会科学編」第13号(1978年)～第32号(1997年)
- ・「自然科学編」第1号(1966年)～第32号(1997年)
- ・「外国語・外国文学編」第13号(1978年)～第32号(1997年)
- ・「総合科目編」(分冊として刊行)第4集(1985年)～第14集(1995年)

第5節 カリキュラムの変遷と特徴

本節においては、教養部発足時から廃止までのカリキュラムの変遷を述べ、教養部の教育の内実を示すこととする。なお、教養部廃止以後については、『部局史編』第4編第12章「教養教育実施機構」を参照されたい。

1 発足時の教養教育の目標の設定

1964(昭和39)年4月の教養部発足にあたって学生に配布された冊子「一般教育課程の案内」の中に、「一般教育の目的」として次のように記述されている。

大学教育は個々の学生の専攻にもかかわらず専門教育のほかに一般教育を施すものである。この点旧制の大学がややもすれば専門教育のみに重点を置いたものに対し性格を異にするといえよう。すなわち今日の大学は、特定の専門的知識あるいは技術的訓練のほか、広範囲な学問文化を教授し、個人の道徳的、情操的な発達を図るとともに社会性を涵養し、自主

的な思考にもとづく統合的な判断力、創造力及び構想力を育成するものである。

かくして将来諸君が社会の指導層に立ったとき、大学教育で得た知識、能力を遺憾なく応用展開することを期待するものである。

このような目的に沿って本学の教育内容は編成され、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目および専門教育科目の4種類に分けて授業を開設している。

教養部ではこのうち、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目および基礎教育科目を担当し、大学の4ヶ年（医学部は6ヶ年）の課程のうち最初の約2ヶ年にわたり教養課程を学習させることにしている。此の期間主として自主的な真理探究、深い思考、広い観点からの判断といった普遍的な学究態度を養成するものである。

このように教養部の教育は独自の観点から実施されているもので決して専門課程のための準備教育ではないから一般教育課程の授業を軽視することのないよう注意されたい。

こうした目標の達成のためには、専任教員33名、併任教員9名、兼任教員69名、非常勤20名という体制では極めて困難であった。定員33名は、一般教養教育のために関連のある学部の教員として既に配置されていた人員を充てたものであり、いわば潜在定員というべきものであった。実際に行われた学部から教養部への配置換えは、人文・社会系列においては専任教員の1名にすぎなかった。このことは、その後の教養部の運営に大きな障害をもたらし、また、その充実が大きな課題となった。

2 新カリキュラムへ向けての経過

まず、教養部法制化後のカリキュラムの変遷を年代順で以下に示し、次項以下でカリキュラムの特徴となる教養部開設以来の「総合科目」に関連する問題と、本学独自のユニークな教育方式である「くさび型教育」を中心に記述する。更に、新カリキュラムの基本的方向を決めた「教養部長期計画委員会」の報告の概要について述べる。

- ・1970（昭和45）年4月 「総合科目」の開設
- ・1972（昭和47）年5月 熊本大学改革委員会が一般教育のあり方について、いわゆる「くさび型」教育を提言
- ・1974（昭和49）年6月 熊本大学教育委員会が「くさび型教育に関する答申」を行う
- ・1976（昭和51）年4月 「くさび型教育方式」の導入
- ・1983（昭和58）年6月 一般教育特別委員会が答申を出し、「くさび型教育」の継続や3年次一般教育に内実を与えるための種々の提案を行う
- ・1989（平成元）年11月 教養部長期計画委員会が発足
- ・1991（平成3）年2月 大学審議会答申
- ・1991（平成3）年5月 教養部長期計画委員会が「一般教育課程カリキュラム構想（試案）」をまとめる
- ・1991（平成3）年7月 大学設置基準の改訂（設置基準の大綱化）
- ・1991（平成3）年10月 新大学設置基準に関連する問題の審議機関として「熊本大学教育研究体制検討委員会」が設置される
- ・1993（平成5）年4月 熊本大学教育研究体制検討委員会が「熊本大学における教育課程改革構想について」を答申
- ・1993（平成5）年6月 熊本大学教育運営委員会が設置され、新カリキュラムの具体

的検討は委員会に設置された教育運営委員会専門委員会で行われることになる

- ・ 1993（平成5）年10月 教育運営委員会専門委員会が「平成6年度から実施する一般教育新カリキュラムの大綱について」を答申する
- ・ 1994（平成6）年4月 新カリキュラムが実施される

3 総合科目

(1) 総合科目の開設

教養部に最初に「総合科目」が開講されたのは、教養部独立の年である1964（昭和39）年度である。当時、教養部長事務取扱であった酒井三郎教授（歴史学）によって総合科目が立案され、試行的に実施された。同年度の「一般教育課程の案内」には次のような記述がある。

昭和39年度より単位は認定するが科目は系列外として総合科目を開設する。総合科目は各授業科目のうち相互に関連したもの又は各系列で関連のある問題を比較対照的な観点から考究しようというもので、本年度は教養部長の18世紀科学史が開講される。一般教育の学問を広い視野から展望するため是非聴講されたい。

熊本大学教養部総合科目委員会編『総合科目の歩み』（1980年）によれば、総合科目は全学部の第1年次生を対象に開講され、222名に2単位が、15名に4単位が与えられている。同資料によれば327名の受講希望者があったことから、かなりの脱落があったことがわかる。原因の1つは、設置基準により、総合科目が人文・社会・自然など各系列枠外のオーバー単位の形でしか単位が取れなかったことにもあったと思われる。この最初の総合科目は、酒井教授の法文学部への転出によって翌年度から見送られることになった。しかし教養部独立と同時に総合科目が開設されたことは、後の総合科目の再出発を考えると先見性に富む試みであったと評価できる。

(2) 総合科目の再出発

現在まで続く総合科目が開設されたのは、学園紛争後の1970（昭和45）年度からである。1968（昭和43）年秋に学生食堂の定食値上げ阻止に端を発した熊大紛争は、大学のあり方から学問の根底までも問い直すほどの大問題となり、混乱状態が約半年間続いた。1969（昭和44）年の夏、教養部は、授業を再開するにあたって「旧、2年生諸君へ—混迷の中から希望を求めて—」「反省と願いをこめて 新入生諸君へよびかける」と題するパンフレットを配布し、その中で次のように述べていた（長文のため総合科目の部分のみを引用）。

教養課程の改革は、その目的にそったカリキュラムの編成が中心的課題になる。従来の授業の在り方や教科内容を大胆に変革すること、また必修科目や単位数、系列区分等についての考え方を大幅に改めることなどが必要である。つまり、学生がただ与えられた知識を消化するというだけでなく、また単に学生各人の心構えとしてではなく、実際に授業の進行に参加し、教官と共に実質的にその構成員となる方向に進まねばならない。授業において、学生をこのように位置づけるとき、在来の教科区分にこだわらず、学生の自主ゼミや、学生の提出した題目による授業の計画、全学の教官の参加による総合科目（例えば「公害問題」をめぐって医学・薬学・工学・法学・社会学などの各専門分野の教官が総合的に検討す

るような授業)の開設など、授業の改革に積極的に取り組むことが、必然的に要請されるであろう。また総合科目を有効・適切に開設してゆけば、教養課程と専門課程との有機的連関の欠如という、従来の大学教育の欠陥を是正する道を切り拓くことができるであろう。

この総合科目については、教養部大学改革準備会(第2部会)の検討課題となり、1969(昭和44)年11月10日の教官会では、授業再開時のアンケートからカリキュラムに関する問題点をまとめた結果が報告された。その中で、1968(昭和43)年から開設されていた少人数クラスの充実や総合科目の開設が強く要望されていた。

(3) 教養部規則の改訂と総合科目の位置づけ

1970(昭和45)年1月12日の教官会議で総合科目の開講が正式に決定され、教養部規則別表第1の授業科目欄に「総合科目」が新設されることとなった。

教養部規則改正の最大の問題点は、総合科目を一般教育科目の3系列(人文・社会・自然)のどこに、どのように入れるかということであった。系列外にすれば、卒業要件とは無関係のオーバー単位の扱いになり、1964(昭和39)年試行時の問題点がそのまま残ってしまう。そこで、人文・社会・自然のそれぞれに総合科目の枠を設け、講義は総合的なものとして、履修する学生の専攻によって認定する単位の分野を決める方式が検討された。

その結果、授業科目としての総合科目の枠は教養部規則別表第1の人文・社会・自然の3系列にそれぞれ作り、開講するテーマの内容によって認定する単位の系列分けを受講学生の所属する学部によって決めるという規則改正の方向が決定した。つまり、同じテーマの総合科目を履修しても、法文・教育学部の学生には自然系列の単位として、理・医・薬・工学部の学生には人文又は社会系列の単位(テーマによって定められている)として認定する方式である。

総合科目の開講に関する最終案は1970(昭和45)年2月23日の臨時教官会で承認され、1970年度の「一般教育課程の案内」に掲載された。再出発となった総合科目の位置づけについて、教養部の大学改革準備会は1970(昭和45)年12月14日の報告書の中で、「教養部においては現代社会にマッチし、より深く追求するために同一テーマのもとに多くの分野から開設していく〈総合コース〉なるものを既に試みつつある。熱意をもって参加されることを切望するものである。まさしく〈総合大学の実をあげるには、総合コースより〉これが改革の第一のステップであった」と述べていた。

(4) 総合科目の展開と「少人数クラス」

総合科目の開講が予想以上の反響を呼んだことから、1970(昭和45)年度に「医学概論」と「情報」の2テーマであった総合科目は、翌1971(昭和46)年度には「言葉と人間」を加えた3テーマになり、1972(昭和47)年度は「医学概論」の開講が不可能になったために2テーマに減ったが、以後は毎年1テーマずつ増加して1975(昭和50)年度には5テーマとなり、総合科目の基礎が固まっていた。

また、1975(昭和50)年8月、総合科目「情報」を基礎として「情報社会と人間」というテーマで第1回目の熊本大学教養部公開講座が実施された。翌年には公開講座「環境」が実施され、これは総合科目「環境」を開講するきっかけとなった。以後、教養部廃止に至るまでこの公開講座が毎年開講されるなど、教養部の公開講座と総合科目は密接な関係を築きながら展開していった。

総合科目と並んで一般教育の特色をなす「少人数クラス」は、1968（昭和43）年度から教養部の授業形態として取り入れられてきた。これは、従来の大講義室での講義がややもすれば一方通行的な講義形式となるため、これを改善し、学生の積極的な参加によって学習を進めることで内容を更に充実させたいとの念願から、受講生の数を制限して小教室の演習形式で行う授業である。全学部の1年次を対象として、各科目とも50名を限度とする少人数クラスが、人文（哲学・心理学・国文学・英文学・独文学）・社会（政治学・日本史・西洋史）・自然（数学・物理学）のそれぞれに1組編成され、単位は1科目4単位が与えられた。この少人数クラスを希望する者は、原則として1科目に限ることとし、重複してその科目を履修できないこととされた。

この少人数クラスの授業は、その後次項で述べる「くさび型教育方式」の導入後も若干の変更を加えながら続けられた。

4 「くさび型教育方式」

(1) 「くさび型教育方式」の導入

1976（昭和51）年度、教養部に「くさび型教育方式」が導入された。これは、それまで第1年次の全期と第2年次の半期で行っていた一般教育の授業を第3年次にも1週間に1日は行うとともに、専門教育科目の授業を第1年次生にも1週間に1日は行うことで、年次の経過により一般教育科目と専門教育科目の割合を変えていく方式である。

熊本大学改革委員会が大学教育全般を見直す中で、「教育課程と教育体制に関する答申」（1972年5月）において一般教育のあり方について次のように述べ、「くさび型教育」を提言していた。

従来の教育課程における教育の問題点の一つとして初年次において履修する科目に専門的色彩が希薄なこともあって、入学時における学問への情熱と意欲を失う傾向があるとの指摘がある。また、専門各分野の諸科学の分化、発展が著しく、学生の習得すべき学問の領域の拡大もあって、専門教育を初年次から開始することが必要との提言もある。さらに多人数クラスから生ずる教育効果の減退も問題である。これらについては、今後十分に検討されるべきであろう。

一般教育科目は、全在学期間を通して履修されることが望ましく、その型式は、いわゆる、「くさび型」が適当であると考えられ、その技術的検討が必要である。一般教育科目の内容によっては、ある程度専門教育の素養のある方が理解も深い場合があり、また、この時期の講義は、学部教官の専門分野の立場からの一般教育への参加の途をひろげ、現実的には、教養部教官の定員不足による教育上の欠陥を緩和することにもなるであろう。大学の全教官は原則として一般教育と専門教育の両者に対して、責任をもつべきであると考えられる。

この方針は1972（昭和47）年度から工学部で先行的に行われたが、熊本大学教育委員会はこの改革委員会の答申を受けて、「くさび型教育」実施を求める次のような内容の答申（1974（昭和56）年6月）を出した。

大学教育における一般教育の課題が、「分化に対する総合の努力、知識体系に対する価値判断の能力の涵養」にあり、一般教育が「専門教育とともに大学教育の重要な一環として認識され、学生の知的成長に従い、専門教育の進展に並行して、その深さを増していくものであることが望まれる」とし、「全在学期間を通して履修されること」を求めている。このよう

な視点からすれば、大学教育が一般教育と専門教育の二本建てになっていること、しかもそれらが大学教育の中に個別に位置を占めるのではなく、車の両輪のごとき関係にあることが再認識されなければならないし、また、その認識が教育の実際の場に生かされる必要がある。そしてその認識に基づいて、専門教育は専門教育としての4年間（もしくは6年間）一貫教育の教育課程を、一般教育は一般教育全体として専門教育に対峙しうる内容の教育課程を再編成すべきである。

このような論議が一般教育に対する認識を深めるとともに、一般教育の目標を具体的に追求し実現する形で実施されている総合科目の存在を強くアピールすることになった。それとともに、全学において総合科目をどうすべきかとの理解が深まり、その実施に関して全学が協力しなければならないという合意が形成され始めた。

(2) 「くさび型教育方式」と総合科目

「くさび型教育方式」の導入は、総合科目の授業を何年次生を対象に行うかという問題を生じさせた。さまざまな案や考え方が出されたが、結局、一般教育課程の大半を終え専門課程の一部を習得した第3年次生を対象に開講することが、最も効果的に総合化の実をあげることになるとして決着した。ただし、医学部は進学課程を2年で修了するため第2年次に開講されることになった。また、総合科目の講義は第3年次の月曜日第4時限に全学共通の帯授業として開講されることも決められた。この間の経緯については、教養部総合科目委員会が1988（昭和63）年3月に出した『総合科目の歩み 1964（昭和39）年度から1987（昭和62）年度まで』に詳しく述べられている。

「くさび型教育方式」の導入による受講年次の改訂により、1976（昭和51）年度に入学した学生が第3年次生になる1978（昭和53）年度まで総合科目の受講生が存在しないこととなるため、その間は自然休講にする形になった。この休講期間を利用して総合科目の充実発展に関する検討が教養部内で重ねられ、その内容を全学的に発信する努力が続けられた結果、総合科目の充実発展が全学組織である教養部運営協議会の公式な合意として認められ、その後の発展の重要な基礎が形成された。

(3) 「くさび型教育方式」と小グループセミナー

1983（昭和58）年1月に設置された一般教育特別委員会が同年6月に提出した「一般教育特別委員会答申」において、3年次の一般教育に内実を与えるため、少人数による講義若しくはセミナー形式のアドバンスト・コースの開設が提案された。また、特に注目されることとして、「入学直後の学生に対する思考力の養成、大学における学習の在り方、学問的方法等を開眼させる必要がある」ことから、1年次生向けの小グループセミナーの開設について具体的な提案がなされた。そのほかにも、適正クラス規模維持のための一般教育履修のバランス、2単位科目及び同一科目の1期2コマ開講、1日5時間制（90分授業）などの具体的な問題について、中期的展望をもって検討した結果が述べられていた。

(4) 「くさび型教育方式」と外国語教育

演習形式をとる外国語教育にあっては、「くさび型教育」の実施に併せて履修期間を3年次まで延ばして外国語学習の継続性が図られたが、更に授業効果を高めるためのクラス規模の維持、履修方法と単位数の各学部統一化（医学進学課程と教育学部を除く）、学生の質の変化への対応、学生の学習意欲増進のための選択希望の尊重などを骨子として、1979（昭和54）年度からその単位数が縮小された。その実施後の状況については、教養部外国語

科が1983(昭和58)年に『8・4制実施後の外国語の履修状況について』で報告を行った。

(5) 「くさび型教育方式」の再検討

「くさび型教育方式」の導入後、熊本大学教育委員会では、この方式の問題点を含む一般教育の改善及び本学の教育全般についての検討を行った。また、教育・研究のための諸条件を改善し、真に充実した学生生活を過ごすにふさわしい環境を整備するための基礎資料を得ることを目的として、1980(昭和55)年度から4年間にわたり「4年次生の学生に対する調査」を行い、1985(昭和60)年に報告書を提出した。その中では、「くさび型教育」に関する学生の反応が以下のように記述されていた。

1年次における専門科目の履修については、全学の半数近くの方が満足し、特に、女子はその傾向が強い(61%)。学部別では、教育学部が58%と満足度が高く、理、薬、工学部では48%前後、そして、文、法学部で低い。

3年次での一般教育科目の履修に関しては、「よかった」とする者はわずかに2割弱である。「よくなかった」とする者は4割強を占め、男子(46%)が女子(25%)に比べて批判的である。学部別では、肯定的な受けとめ方をしたのは、薬、教育学部が30%で、文、法学部では10%程度に止まっている。

3年次での外国語科目の履修について肯定的態度をとる者は、一般教育科目の場合と同様20%弱と少なく、否定的な者は5%弱である。また、否定的な者は、男子(40%)と女子(15%)との間で大きな開きがある。学部別では、薬学部(36%)と工学部(24%)で肯定的態度をとっているのに対し、文、法、理学部では40~61%の方が批判的である。

さらに、この制度に対する総体的評価では、全学の20%の方が肯定的、35%の方が否定的で、40%の方が「どちらともいえない」としている。学部別では、肯定的評価をした者は、教育、工、薬学部(22~24%)に割合多く、否定的な者は法学部で56%と特に多い。また、男子がより批判的で(39%)、女子の23%を大きく上回っている。なお、女子では、「どちらともいえない」とする中間グループが多い(46%)。

教養部においては、以上のような調査・報告結果を基に、一般教育を担う責任部局として、発足から絶えず一般教育の目的に沿った教育内容や教育方法の創意と工夫、見直しと改善・充実を図ってきた。全国的に大学改革が叫ばれ出した中、教養部は、1988(昭和63)年に教養部長から一般教育について「教養部長期計画について、これまでの検討結果を踏まえた上でさらに現状の分析を行い、本問題についての共通の認識を深め、必要となればどのような組織、方法で検討していくべきであるか」の諮問を受け、教養部組織委員会で精力的な審議を始めた。

5 一般教育の新カリキュラムをめぐって

(1) 教養部組織委員会の検討内容

教養部組織委員会は教養部長の諮問を受け、まず現行の組織体制を維持しつつ一般教育の改善を推進していくべきか、または組織の改編も視野に入れて一般教育の改善を推進していくべきかの選択を行い、その上で然るべき検討の組織と方法が考えられるべきとの認識のもとに審議した。この選択の問題にアプローチするため、組織委員会は、1989(平成元)年5月に教養部専任教官を対象に「教養部における問題」についてのアンケート調査を行い、この調査とそれまでの検討経緯を踏まえて「教養部長期計画について」を答申し

た。この答申は、教養部の長期計画の検討にあたっての基本的事項として、①一般教育の目的・意義、②一般教育の教育方式(くさび型教育方式)、③カリキュラム編成と教育方法、④組織運営にわたる諸問題の4点を検討事項として提示し、上記の選択の問題については、これらを実現していくための教育活動と研究活動との関連性の見地から後者を選択する旨を教養部長に提出した。その後、答申は同年10月の教授会で承認され、これに基づいて教養部長期計画委員会が発足した。

またこの答申は、教養部長期計画委員会が1989(平成元)年11月以来19回に及ぶ審議を経て1991(平成3)年5月にまとめた「一般教育課程カリキュラム構想(試案)」の根幹をなすものとなった。

(2) 教養部組織委員会の答申の概略

「一般教育の目的・意義」について答申では、大学の教育・研究をめぐる現状を認識すべきであるという観点から、今後重要視されるべきは「幅広い視野と豊かな人格の養成」というこれまでの伝統的な意義にとどまらず、「自由で批判的・創造的な主体の養成」が今日一般教育に求められているとした。つまり、人間・社会・自然・科学・芸術等、自らを取り巻くさまざまな問題に目を向け、疑問を持ち、分析し、理解し創造することのできる主体の養成、それを可能にする基礎的(basic)で基本的な(fundamental)能力の育成が一般教育で果たされなければならない。この教育目的を単なる理念に終わらせないためには、この位置づけに即応した教育目標の分節化とその教育方式への具体化が不可欠であると強調している。

「一般教育の教育方式」については、くさび型教育に批判的な論調が目立つこと、つまり、くさび型教育は枠組みの面が先行し、教育内容・方法等の吟味が不十分であると評価した。特に、3年次教育のあり方に問題があると指摘している。したがって3年次必修の問題も含めて3年次科目の抜本的見直しが緊要の課題であり、同時にカリキュラム上の位置づけが必ずしも明確ではなく1年次科目の補完という面で機能している2年次カリキュラムの問題、更に1年次教育においても、高校教育の歪み(=受験戦争)を是正し、思考力や表現力を養成する課題や、大学の大衆化に対応した内実ある教育方法確立の課題等への対処が急務であると述べた。このような課題をくさび型教育方式に即応した形でカリキュラム編成に反映させ、一般教育の方法を確立するため、段階別(年次別)教育目標を明確にするとともに、それぞれにふさわしい授業科目の設定とそれに呼応した教育方法の構築を求めている。

「カリキュラムの問題」については、一般教育の目的に即応しこれを実現すべく教育方式(当面はくさび型教育方式)に内実を与えるような履修規定とカリキュラム編成を考えるにあたり重要な基本姿勢として、卒業要件の総単位数は現行を維持すべきこと、「幅広い学習」という視点を確保するために現行より自由選択の比重を増やすこと、多様な授業科目の設定を容易にするために2単位科目を設定することなどを提言した。中でも、「積み上げ方式」を導入して、段階別(学年別)教育目標を明確にすべきことを強調している点が注目される。つまり、「導入」、「展開」、「統合」段階からなる「緩やかな積み上げ方式」を試案として提起している。答申は、各段階の教育目標を次のように設定した。

- ・「導入」 大学教育一般の準備あるいは基礎を確実にする。
- ・「展開」 人間や社会、文化、自然に対する知見を広め、理解を深める。

・「統合」 専門研究の質を問い直すとともに、学問や人間社会の課題に対する研究協議、問題解決の意欲・能力を養う。

そして「導入」の段階にはコモン・ベーシック的な授業科目を、「展開」の段階にはそれを支えるに足る多様で魅力ある授業科目を、「統合」の段階ではそれにふさわしい内実の伴った授業科目を設定するようにと提言した。

「教育方法」については、「導入・統合」段階ではセミナー形式による討論・発表形式又はレポート形式等の往復的授業を併用して教育効果をあげ、「展開」段階の講義については、クラスの少人数化を図り、視聴覚教育等を積極的に推進することを提案した。

「教育・研究と組織・運営」については、「教養部では組織体制上、教育と研究の間に有機的な関連がないことや教養部の抱える学生数に比べて専任教員数が過少であることから、どうしても教育の方に過重な負担がかかり、教育と研究の間に矛盾が感じられる」と従来からの問題点を指摘していた。長期構想の検討では一般教育と研究活動の接点を見出し、また両者の有機的関連をどのような組織・運営のもとで維持していくべきかの問題に答えることが基本的な問題であるとした。

更に、一般教育に関する検討機関の整備については、中・長期的展望に立ちつつ一般教育に関する諸問題について根本的かつ総合的視点から恒常的に検討していく機関として、「教養部長期計画委員会・カリキュラム検討部会（仮称）」の設置を提案した。研究のあり方については、研究活動の現状評価とその分析、研究環境の改善と組織改編の問題についても言及していた。

6 新カリキュラムの基本性格と構成

(1) 大学設置基準の大綱化

1991（平成3）年2月、大学教育の改善のための方策として大学設置基準の大綱化を挙げる大学審議会答申が出された。答申は旧設置基準に規定された一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育科目の区分の撤廃を提唱していたが、この措置は決して一般教育を軽視したものでなく、「一般教育の理念・目標は極めて重要であるとの認識に立ち、（中略）この理念・目標の実現のための真剣な努力・工夫がなされることを期待する」ためであるとしている。更に答申は、その方向づけとして「一般教育と専門教育との有機的関連性に配慮しつつ、調和のとれた、かつ、効果的なカリキュラム編成に取り組むための学内の仕組みを整える」こと、その裏付けとして「一般教育担当教員と専門教育担当教員の固定化の解消」を提案していた。

上記の答申を受け、同年7月に大学設置基準が改訂された。新基準は旧大学設置基準に規定された上記の区分を廃止し、単に「教育課程の編成方針」と「教育課程の編成方法」を総論的に規定するとともに、卒業単位についても科目別規定を廃止して学生が修得すべき総単位数（124単位以上）のみを規定するだけにとどめていた。

教育課程の編成の指針として、「大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」ことを掲げていたが、これは、答申が科目区分の撤廃とセットにして与えた規定であった。また、旧設置基準との関連で、「大学教育は4年間の教育全体を通じて行われるべきものであり、専門教育においても、上記大学の目的や一般教育等の理念・目標とするところに留意して

教育が行われる必要がある」ことを問題点の1つに挙げていた。

したがって、本学のカリキュラムの見直しは、一般教育及びその実施体制の抱える実体的・制度的問題の検討を十分に踏まえて行われることになった。

(2) 新カリキュラムの基本的方向

1993(平成5)年4月8日に熊本大学教育研究体制検討委員会が出した「熊本大学における教育課程改革構想について(答申)」は、「専門的能力を備えるとともに国際的視野をもつ人間性豊かな人材の育成という熊本大学の役割を実現する」ための教育課程改革の基本的方向を5項目挙げ、このうち一般教育に関わるものとして次の3項目を挙げた。

- ①一般教育は、幅広く深い教養、総合的な判断力、豊かな人間性の養成とともに自由で批判力に富む創造的主体の養成を目的とすること。
- ②全学的協力体制のもとに一般教育を実施すること。
- ③教育課程は、共通基礎科目及び教養科目からなる一般教育並びに専門基礎科目及び専門科目からなる専門教育により編成されること。

更に、一般教育課程編成の視点として、次の4点を挙げた。

- ①高校教育から大学教育への移行をスムーズに行うために転換教育を行うこと。
- ②学生の問題関心に基づき学習の進化が図れるように科目設定に配慮するとともに、履修モデルの提示などにより、ある程度まとまりをもち、段階的に履修ができるように工夫をすること。
- ③大学の大衆化に基づく学生の質の多様化へ対応し、一般教育を実効あるものにするために、常に学生の問題関心を喚起し、学習意欲を高めるよう、教育内容、方法及び教育課程編成に一層の配慮を行うこと。
- ④一般教育の重要性に鑑み、最低限必要な取得単位を全学共通に定めること。

(3) 新カリキュラムの構成

「熊本大学における教育課程改革構想について(答申)」は、「一般教育の内容と教育目標」において、一般教育を、理系・文系を問わず大学教育において身につけておくべき基礎的な素養の養成を目的とする「共通基礎科目」と、幅広く深い教養の涵養を目的とする「教養科目」の2つに大別し、前者の共通基礎科目は基礎科目、外国語科目、健康・スポーツ科目の3つに、後者の教養科目は個別科目と総合科目の2つに分かれるとした。

更に、それぞれの科目についてその位置づけと目標を次のように述べた。

① 共通基礎科目

「基礎科目」は、高校教育から大学教育への転換を図り、大学教育に必要な思考力、表現力などの基礎的素養を培うことを目標とする。この科目では基礎セミナーと基礎情報処理が開講され、どちらかの科目(2単位)を選択履修する。

「外国語科目」は、国際交流・異文化理解の基礎的手段としての外国語を身につけるとともに、複眼的視点から国際社会を見る目を育成することを目的として、必修外国語(英語・ドイツ語・フランス語・中国語)と自由選択外国語(英語・ドイツ語・フランス語・中国語・ロシア語・ラテン語・スペイン語)が開講される。必修外国語は、既修外国語を含め原則として2ヶ国語・10単位を履修する。ただし、工学部の学生で、特に上級の英語を学習する者を対象として既修外国語10単位のみ履修を認める場合がある。自由選択外国語は教養科目の中の個別科目に位置づけられ、4単位までを卒業要件単位とする

ことができる。

「健康・スポーツ科学科目」は、従来の保健体育講義とスポーツ・コース中心の体育実技にあたるもので、理論と実践を一体化した学習ができるよう、授業内容・形態ともに新しい試みを取り入れて開設する。この科目は2期にわたって履修し、3単位まとめて認定される。

②教養科目

「個別科目」は、各教官の専攻に基づく授業ごとに単位が認定される授業科目（主題別授業科目）と課題研究の意味を持たせた演習形式の科目（特別演習）及び自由選択外国語で編成される。これらの編成にあたっては、従来の分野別履修における幅広い学習という視点は維持しながらも、学習の深化という視点を重視した緩やかな積み上げ方式とするため、関連深い授業科目（テーマ）群を組織化したコア・カリキュラムの導入が図られる。なお、この方式の導入は全国的に例が少なく、従来のカリキュラムとは大きく変わった点の1つである。コア・カリキュラムの導入により、バラエティ豊かな少人数編成での授業が可能となったことから、文部省からも高い評価を得たという。コア・カリキュラムについては、後述（5）についても参照されたい。

「総合科目」は、今日的、将来的課題や共同研究の成果等に基づいたテーマを設定し、多角的・学際的視点から教授することにより総合的な判断力を養うための科目である。また、これまで開講されていたものとは異なり、講義のほか調査・実習・交流・対話などを積極的に取り入れた総合科目Ⅰと、課題研究の意味を持たせた総合科目Ⅱが開設される。

この教養科目履修の原則は、緩やかな積み上げにより学習の深化を図るため選択した1つのコアから3テーマ（6単位）以上、幅広い教養を形成し更に学習の発展を図るため選択外コアから3テーマ（6単位）以上、これに加えて他の授業テーマ及び自由選択外国語・特別演習・総合科目Ⅰと総合科目Ⅱの中から8単位以上の合計20単位以上（文学部は24単位、法学部は28単位以上）を選択することとした。

また、学期制を採用し、授業科目は1期（半年間）修了の形をとること。更に、各学部は、その開講する科目の一部を他学部の学生に対して開放するように勧めていた。

一般教育の履修単位の大枠としては、共通基礎科目15単位（基礎科目2単位、外国語科目原則として10単位、健康・スポーツ科学科目3単位）程度、教養科目20単位程度を含めて35単位程度として、教養部提示の「一般教育課程のカリキュラム構想（案）」からは10単位減じたものとしていた。

（4）一般教育とカリキュラム全体との関係

1994（平成6）年度から実施された一般教育カリキュラムの改革の概要と特色を示した後に、一般教育とカリキュラム全体の関係について個別的に示すことにする。

大学設置基準の大綱化に基づくカリキュラムの見直しにあたっては、従来からの「くさび型教育方式」の趣旨を活かしつつ大学教育の高度化・現代化が図られる体系が模索された。その結果、4年（医学部は6年）一貫教育の中で一般教育の目的・理念を実現するとともに、学生が一般教育及び専門教育の双方から知的刺激を受けられるような有機的連携を図ること、更に、大学の大衆化に対応できるよう教育内容の思いきった多様化を図ること等を念頭に置き、「幅広い学習」の視点のほか「学習の深化」をも重視した「緩やかな積み

上げ方式」を導入した。その具体化にあたっては、教養部長期計画委員会が1991（平成3）年5月にまとめた「一般教育課程カリキュラム構想（試案）」のとおり、「導入」「展開」「統合」の3段階編成とし、この方針を基調とする以下のような改善策がとられた。

- ①授業科目の設定については、必ずしも従来の縦割り型授業科目にとらわれず、各段階の教育目標を実現するにふさわしい科目を設定し、その趣旨を明確にする。
- ②高校教育から大学教育への移行をスムーズに行うとともに大学教育の基礎を確実にするため、転換教育の一環として、少人数クラス編成の基礎セミナーを開設する。
- ③国際化時代に対応しうる今日的な国際感覚を身につけさせるため、コミュニケーション能力の育成を主眼として外国語科目の充実を図る。
- ④理論と実践を一体化させた学習ができるような授業内容・形態のもとで、健康・スポーツ科学科目を開設する。
- ⑤学生の問題関心に基づく学習の深化と幅広い学習が図れるよう授業科目の設定に配慮したコア・カリキュラムを導入する。
- ⑥総合的な認識・判断力の養成の一環として、総合科目の充実を図る。
- ⑦学生がある程度まとまりを持ち、段階的に履修できるように、授業科目ごとに工夫されたシラバスを提示するとともに、きめ細かな履修指導を行う。
- ⑧従来のマスプロ教育の弊害を是正し、教育効果を高めるため、授業科目ごとにクラス編成を設け、クラス規模の適正化を図るとともに、LL機器やAV機器などの教育機器の整備・導入を促進する。

(5) 一般教育カリキュラム改革の具体的改善策

以下に一般教育カリキュラム改革の具体的方策の概要を挙げる。詳細は熊本大学自己評価委員会編『熊本大学 現状と課題2』（1997年）を参照されたい。

①カリキュラム編成への配慮

大学の大衆化による学生の質の多様化に対応し、一般教育を実効あるものにするため、カリキュラム全般にわたって学生の内発的関心を大切にし、常に学生の問題意識を喚起して学習意欲を高め、併せて「幅広い学習」と「学習の深化」の調和が図れるよう配慮した。

②基礎セミナーの充実・改善

転換教育を一層充実させ、その定着化を図るため、教養部改組を機に基礎セミナーを必修化する。そのため、20名程度を標準とする学部横断的な少人数クラスを100クラス程度開設し、全学協力体制のもとで実施する。

③外国語科目の充実・改善

英語（既修外国語）以外の外国語を身につけることで、単にその外国語の知識・技能の理解にとどまらず、母国語である日本語や英語の理解、更には多様な異文化の理解をも深化させ、もってバランスのとれた国際感覚を養成することを目的とする。充実・改善の主な点は次のとおりである。

- 1) コミュニケーション能力の充実を図り、内容面において段階別の教育目標を明確にする。
- 2) 学生の希望に全面的に対応するため、既修・初修外国語の履修組み合わせパターンを多様化する。

- 3) 英語は、基礎能力を養成するための科目、応用コースの科目のほか、医・薬・工の各学部それぞれ医学英語、科学英語及び科学技術英語を、更に工学部にアドバンスト英語を開設する。
- 4) 双方向型授業ときめ細かな指導を行うため、40名程度のクラス規模の維持に努める。
- 5) 外国人留学生に対しては、日本人学生が履修する外国語科目のほか、「日本語」の中級・上級を必修選択外国語として、「日本語」の初級を自由選択外国語としてそれぞれ開設する。

④理論と実践とを一体化させた健康・スポーツ科学科目

健康・身体・身体運動に関する知識の教授と科学的思考の養成、健康生活の設計と自己管理能力の育成及び自主的・合理的運動の実践によって生涯にわたる「生活化」に役立て、運動文化の継承・発展に資することを目的として開設するものであり、健康科学・身体運動学・運動文化及び生涯スポーツの4領域を内容とする。

⑤コア・カリキュラムの導入

「幅広い学習」と「学習の深化」を両立させるとともに、学生の内発的関心を大切にしながら多様な学生に対応していくには、授業科目の思いきった多様化・豊富化を図ること、更に、履修方法に弾力性を持たせ学生の学習意欲を高めることが必要である。これらのことを勘案し、従来の縦割り型授業科目を中心とする通年制カリキュラムを改めて、主題別授業科目を中心とする Semester 制カリキュラムを採用した。その大枠をコアとして構成し、関連深い授業科目を組織化したものがコア・カリキュラムである。

一般教育の維持・発展は、コア・カリキュラムの教育内容及び方法の充実・改善にかかっている。そのためには、開講コマ数の大幅な増加と教育内容の飛躍的な多様化・豊富化及び成熟した一般教育・専門教育上の複眼的視点からのきめ細かな履修指導の実現が必要であり、教養部改組後の全学教官による内実ある協力体制が不可欠である。

⑥総合科目の充実・改善

総合科目は、事象を総合的に把握し判断する能力の養成を目的として、特定の主題について関連するさまざまな分野を多角的に教授する科目である。1994(平成6)年度の見直しでは、従来の3年次学生を対象とする通年4単位のみの開講様式を改め、「緩やかな積み上げ方式」の趣旨を活かして、1・2年次学生を対象とする総合科目Ⅰ(1期通年2単位)と3年次学生を対象とする総合科目Ⅱ(通年4単位)を開設することとした。総合科目の充実・改善の主な方向は次の点である。

- 1) 担当教官の構成は、原則として文系・理系の混合形態とし、教育内容面において学際的性格を出す。
- 2) 課題研究的性格を持たせた総合科目の開発は、共同研究の成果を踏まえたテーマ設定として方向づけ、予算措置などについては当該研究を支援するための全学協力体制を整備する。
- 3) 実験・実習・見学・討論など学生参加型の授業形態を可能にし、きめ細かな教育指導ができるよう、適正なクラス規模や編成のあり方に配慮し、教育効果を高める。

⑦情報処理教育の充実・改善

情報化の進展著しい社会的動向の中で、大学教育においてもこれに対応し得る情報教

育の整備が養成されており、1997(平成9)年度からは「新要領」に基づく教育を受けた学生の入学も予定されていることから、情報処理教育の充実・改善は緊急の課題である。そのため、情報処理教育を受講できるシステムの実現に向けて、情報リテラシーを教育内容に加えるとともに、コア・カリキュラムの「I. 自然と情報」の中に情報処理の授業科目を開設することとした。また、全学的な共通部分を保障すること等のために、情報科学を専門とする教官の協力を得て、共通テキストを作成することとした。

⑧教育方法の充実・改善

教育方法の充実・改善のための方策として、次の3点が挙げられた。

1) 授業計画(シラバス)の提示

学生に対しては学習への動機づけを与え、教育内容への多様な関心を掘り起こして教育効果を高める一方、教官に対しては教育上の相互協力体制を強化し、カリキュラムの体系的関連性の構築に資するものとしてシラバスの重要性を認識し、教育改革の一環として全学的取り組みの中で不断の改善を図る。なお、授業科目の内容や授業形態等に応じた多様なシラバスが考えられるため、画一的な様式化は避ける一方で、項目の表示方法など可能な限り共通化を図る方向で対応する。

2) 履修指導の工夫

選択幅の飛躍的拡大に対応できるよう履修選択の構図を示すことにより、学生に対しては1つの見通しや構想が得られるように配慮するとともに、教官に対しては履修指導のモデルとして活用できるように工夫されている。

3) 少人数教育の充実・改善

学生参加型、双方向型授業を実現するためには、クラスの少人数化を図ることが不可欠である。しかし、それはクラス数の増加に対応し得る全学教官の内実ある協力体制によって初めて可能となる。この意味で、教養部改組転換による全学協力体制の構築は一般教育の改善にとって重要な意味を持つ。以上の認識と授業科目設定の趣旨を踏まえ、基礎セミナー、特別演習及び総合科目Ⅱは20名を標準とする少人数クラス編成とする。また総合科目Ⅰは60名から80名のクラス編成を標準としている。

第6節 教養部と大学紛争

1 学園紛争

1968(昭和43)年末に始まった生協食堂の「定食費値上げ」の問題は、生協が大学に求めた「水光費負担」をめぐる紛糾し、半年余に及ぶ紛争にエスカレートした。紛争の全体についての記述は第3編に譲るとして、ここでは教養部がこの紛争に関わった部分についての事実経過の概要を中心に述べる。

紛糾の始まりは、1969(昭和44)年1月28日の「水光費負担」を主なテーマにした大学側と学生側との第3次交渉において、長時間(13時~23時)に及ぶ話し合いに大学側が途中退席したことを、学生側が「一方的退席」として大学の姿勢を問題視したことであった。2月1日に教養部でスト権確立投票が行われ、1・2年次の学生がストに突入した。このた

め、2月4日から実施予定の後期定期試験が当分の間延期となった（これは8月20日の授業再開後、その多くがレポート提出の形で行われた）。

1969（昭和44）年度の教養部の授業開始は2年次生が4月14日、1年次生が4月15日となっていたが、4月11日の入学式が4月24日に延期されたことを受け、当分の間授業を延期し事態の解決を優先させることになった。

教養部は新入生に対して5月6日から10日まで教科オリエンテーションを行ったが、スト実行委員会の阻止にあつて目的を十分に果たせなかった。その結果、5月12日に新入生に対して当分の間自主研修をするように通知した。5月15日、教養部教官会はスト実行委員会との大衆団交を13時から21時10分まで行った。

一方、工学部はスト解除の署名が過半数に達したため授業再開を決定した。その後、本部封鎖、機動隊導入へと紛争は激化し、スト実行委員会側の戦術も先鋭化したために一般学生の離反が目立つようになっていった。7月7日から11日にかけてスト実行委員会はスト続行か解除かの投票を行ったが、過半数の投票が得られないままに終わった。スト実行委員会は7月11日に教養部玄関にバリケードを設けたが、解除派学生及び教職員がこれを阻止した。7月25日、教養部教官会は授業再開の問題を中心に学生側と13時から大衆団交を行ったが、両者の意見は平行線を辿ったまま23時過ぎに交渉は決裂した。学生たちはこの直後、バリケード・ストライキに突入し、玄関及び管理棟通路に机を積み上げた。以後、教養部教官会は連日にわたって会議を続けつつ、泊まり込み学生の説得にあたった。そして8月19日、黒髪地区各部局の応援を得てバリケードを自主排除し、徹夜の警備にあたった。翌20日から教養部で授業が再開されたが、その後もしくはらくは教職員による徹夜の警備が続けられた。

授業再開にあつて教養部は、「反省と願いをこめて新入生諸君へよびかける」及び「旧1・2年生諸君へ—混乱の中から希望を求めて—」というパンフレットを作成して教養部学生に郵送し、教養部の紛争の総括と見解を示した（学生に配布した各種資料は『熊本大学30年史』に全文掲載されている）。

なお、返送されてきた葉書のうち95%が再開を望む声であった。8月20日から授業を再開した教養部は、冬期休暇を短縮し、更に2月末まで授業を行って3月に年度末試験を行うことによって授業時間数を確保した。

2 学園紛争後の教養部自治会問題

紛争後の自治会の再建、公認の問題については、「熊本日新聞」が積極的に取り上げており、『熊本大学30年史』から若干の補足を加えて以下に概説する。

- ・1972（昭和47）年12月8日 教養部自治会を再建することが決まる。
- ・1973（昭和48）年1月19日 教養部自治会を認めるよう訴えてハンストを行っていた学生が、教養部が教養部学生に対する呼びかけの文書を出したり教官会が自治会問題を取り上げるなど、当局のやや柔軟な姿勢を受けて自主的にハンストを解く。
- ・1973（昭和48）年11月30日 教養部の学生が学生大会を開き、ストを行うことを決議する。
- ・1973（昭和48）年12月1日 教養部学生が自治会を認めることを要求し、5日間のスト

に突入する。

- ・ 1973 (昭和48) 年12月4日 教養部学生が自治会の公認と「公開交渉」を要求し、教養部長室を占拠する。
- ・ 1973 (昭和48) 年12月11日 教養部学生が教養部長室を占拠している事態を受け、大学側が学生の排除に乗り出し、双方で20数名が負傷する事態となる。
- ・ 1973 (昭和48) 年12月12日 教養部長室からの排除に対し、学生側が抗議集会を開く。
- ・ 1976 (昭和51) 年6月29日 教養部学生大会が行われ、教養部学生による仮執行部が作られる。
- ・ 1979 (昭和54) 年5月29日 教養部の教室を自治会主催の集会で使用したことに対し、大学側が「授業時間帯の行事」であることを理由に使用を阻止しようとし、押し問答となる。

1972 (昭和47) 年5月から進められていた自治会再建が、法文・教育学部1年の学生を中心に10月頃から活発化し、学内における自治活動の問題や授業料値上げ問題に関する公開質問状が出された。そして、自治会の公認を求めてきた学生側「代表」との話し合いが開始された。年末からの話し合いは翌1973 (昭和48) 年1月以降も続けられ、学生自治会を教養部が公認し正式な相手と認める条件が主に論議された。その論点は主に次の3点であった。

- ① 学生の総意の問題
- ② 2年次生の取り扱い
- ③ 規約上の不備改善の問題

学生側はこれら3点を自治干渉であるとして譲らず、議論は平行線を辿った。

9月に入り学生側から規約と執行委員長名の提出があり、教養部は11月5日に公認問題についての意見をまとめ、具体的な話し合いに入ろうとした。しかし、学生側がこの話し合いを「公開交渉」に切り換えようとし、更に当時の教養部長を長時間拘束したため予定された話し合いは中断、その後も「公開交渉」に固執する学生側は教養部の「代表者による話し合い」を拒否し続けた。

そして、12月4日、学生数十名が部長との面会を強要して部長室に乱入した。そして「公開交渉」を前提とした予備折衝を要求してそのまま部長室に座り込み、占拠を続けた。この間教養部は代表者との再度の話し合いを提案し、部長室からの退去を勧告して排除を試みたが、学生側の抵抗は強かった。12月15日になりようやく学生側は自主的に占拠を解除し、12月19日には公開討論会を要求するとともに、教養部は規約の改善を約束した。

翌1974 (昭和49) 年に入ると、教養部は「公開交渉」「公開討論会」には応じなかったが、自治会公認問題を具体的に審議した。2月25日には、前年末から懸案になっていた2年次生の取り扱いは前期のみを認めることとして規約を改善し、学生の総意を得た自治会であれば公認するという統一見解を発表した。しかしその後も規約は改善されず、教養自治会の公認問題は教養部廃止まで未解決のままであった。

第7節 教養部の廃止と大学教育センターの設置

1 「くさび型教育方式」への批判と一般教育組織の改編

大学の組織改革は、教養教育実施体制と密接に関係する新カリキュラム編成作業と並行して行われた。「くさび型教育方式」は、理念的には、専門教育と一般教育を大学教育の両輪と規定し、両者の有機的関連によって一貫教育を実現しようとしたもので、今日の教育改革の方向性を先取りするものであった。しかし実態は、理想とは大きく異なる方向に向かっていった。この点に関して、教養部最後の部長で、教養部廃止後の初代大学教育研究センター長となった北川浩治教授が同センター広報誌『パイディア』に論考を寄せており、それを整理すると以下のような問題点が浮かび上がってくる。

「くさび型教育方式」の運営上の実態を見ると、教官及び学生双方からの評価は芳しいものとはいえなかった。教官層からは「仏作って魂入れずの典型」「悪しき分業形態の象徴」などと揶揄され、学生には一般教育・専門教育両者の関連性の理解が行き届かず、目的意識の希薄化、勉学意欲の減退を招いているなどの批判的な指摘がなされていた。そして、これらの問題の基本的要因として挙げられたのが、一般教育を教養部が、専門教育を各学部がそれぞれ担当し各教育目的の実現を専ら追求するという教育課程及び組織の二重構造であった。それまでも、この二重構造に基づく主要な問題点として次の3点が指摘されてきた。

- ①一般教育と専門教育の担当が固定化され、一般教育を専門教育の準備段階とする考え
方から抜けきれず、また、一般教育の計画・実施を全面的に教養部に委ねる傾向が強
く、全学的な一貫教育の責任体制の確立の支障になっていること。
- ②一般教育と専門教育との体系的・有機的な連携が確立され難く、一貫教育実施のため
の系統的カリキュラムの編成が困難であること。
- ③教養部を取り巻く人的・物的教育研究環境の整備が不十分であり、そのため、大学の
大衆化による学生の質と関心の多様化に対応し得るカリキュラム編成が困難であると
ともに、教育効果の低下を招いてきたこと。

そして、こうした反省の上に立って、教育改革の基本方針として、「各学部は4年(医学部については6年)一貫教育を実施し、その中で学生が一般教育と専門教育の双方から知的刺激を受け得るように、両者の有機的な連携を目指すこと」が謳われるとともに、二重構造に起因する制度的固定化を解消し、一貫教育を実質的かつ効果的に実施するにふさわしい組織を構築することが不可欠の課題となった。その答えが、教養部を廃止し、一般教育の組織を全学で実施する体制として組み直すことであった。

2 教養部の廃止に至る組織改革の経緯

1993(平成5)年9月10日の長期計画委員会の学部構想委員会において、教養部から提案された学部構想(2案)、すなわち「人間文化学部」案と「環境行動科学部」案がさまざまな角度から検討された。その結果「人間文化学部」は組織的位置づけについて他の講座との関係を含めて問題点があること、また、組織編成上の観点から「環境行動科学部」の方がより熟成されているとして、これを第1位として長期計画委員会に諮ることになった(1993年9月16日「第65回熊本大学教養部長期計画委員会」報告参照)。しかし、教養部が10月

の部局長会議に提案した「環境行動科学部（案）」は、「実現の可能性」という点から問題視され、学長預かりとなった（1994年1月10日「第68回熊本大学教養部長期計画委員会」報告参照）。更に、12月10日の長期計画委員会の合同部会・学部構想委員会において、工学部から「環境情報科学部の概要」とする資料の提供があり、この案が①教養部案の一部を取り込んでいること、②組織編成がスタッフの裏付けのもとで設定されていること、③学生定員百数十名を工学部から抛出する用意があること等が説明された（1994年1月6日「第67回熊本大学教養部長期計画委員会」報告参照）。この工学部案には実現の可能性で教養部案より強みがあることから、教養部として次回の長期計画委員会に向けて何らかの対応策を考えることが求められた。これに対して教養部が出した構想案の変更・修正等についての意見はおおむね以下のとおりであった。

- ①見直しにあたっては、一般教育の充実・発展に資する全学的組織体制のあり方との関連を含みに入れて検討する必要がある。
- ②現有の教養部スタッフが大方まとまった形で新組織を構成するような構想案の実現はまず不可能であり、また、「環境行動科学部（案）」が「実現の可能性」という点で学内的に批判されてきたことを重く受け止め、新学部構想に乗らないスタッフに関する取り扱いも視野に入れて検討する。
- ③全学への対応の仕方として、全学長期計画委員会での教養部からの提案は、これに先行する部局横断的な話し合いによって支えられない限りほとんど実効性がないので、この面での努力を必要とする。

1993（平成5）年11月、教養部改組を含む全学改革の検討を、基本方針3項目に基づいて長期計画委員会で行うことが決定された。その基本方針は「学長三原則」と呼ばれる次の3項目であった（1993年11月25日「第551回熊本大学評議会」議事要旨参照）。

- ①全教官に平等な教育研究の場及び体制を保障すること。
- ②全学の改革にリンクした教養部及び各学部の改組であること。
- ③これらの改組によって教養教育に支障をきたさないよう配慮すること。

これを受け、1994（平成6）年9月20日の教養部長期計画委員会において、教養部の組織改革に関する次のような基本的な考え方が示された（1994年9月20日「第73回熊本大学教養部長期計画委員会報告」参照）。

組織改革に関する教養部の基本的な考え方（案）

1. 教養部の組織改革は、総合大学における新たな一般教育（教養教育）の実施体制の確立、ならびに一般教育と専門教育の調和ある充実と発展に資するものでなければならない。このような見地から、教養部は、「学長三原則」を全面的に支持し、その内実ある実現を切望する。
2. 教養部は、新学部構想、学部改革構想を含め全学の改革構想に積極的に関与し、教養部の考えを反映していきたい。
3. 改革に伴う教養部教官の移籍に関しては、それぞれの教官の専門性と意思が尊重されるとともに、当該学部及び関連の大学院研究科等において教育・研究の平等な権利が保障されなければならない。
4. 一般教育を維持し、発展させるため、教養部教官が移籍後、退職等の理由により異動する場合の後任人事は、全学委員会で審議し承認を得る体制を整備する必要がある。

しかし、その後1995（平成7）年4月の留学生センターの設置により教養部教官2名の異動が決まったこと、同年9月の全学長期計画委員会において1996（平成8）年度の概算要求で工学部改組の要求が認められ、教養部教官7名と環境科学の1ポストが教養部から工学部に異動することが決定したことによって、それまでの組織改革に関する基本的な考え方の1つの柱であった新学部構想は事実上不可能になった。これ以降は教養部教官の分属問題が大きくクローズアップされ、調整には教養部長及び両評議員があたった。特に分属先として第1希望あるいは第2希望が満たされない教官の移行先をめぐって教養部長を中心に調整が行われた結果、1997（平成9）年4月1日付での教養部教官69名の異動先は、文学部へ26名、教育学部へ13名、法学部へ10名、理学部へ20名となった。そのほかに、定員外の外国人教師が文学部に2名、教育学部に1名、法学部に1名異動した（1997年4月30日『熊本大学学報』537号参照）。

こうして、1964（昭和39）年4月1日の国立学校設置法施行規則の改正省令により設置された教養部は、1997（平成9）年3月31日をもって33年の歴史に幕を閉じた。そして、同年4月1日に学内措置として教育部と研究部からなる大学教育研究センターが設置され、教養教育は同センターの教育部を中心として、全学協力体制のもとで実施されることになった。

参考文献

- 1 大学基準協会資料第1号『「大学基準」及びその解説』（1947年）
- 2 熊本大学教養部『一般教育課程の案内』（1960～1994年）、『一般教育の案内』（1995～2003年）
- 3 熊本大学教養部『教養部の歩み』（1972年）
- 4 熊本大学三十年史編集委員会『熊本大学三十年史』（1980年）
- 5 熊本大学教養部総合科目委員会『総合科目の歩み』（1988年）
- 6 熊本大学教養部長期計画委員会自己点検・評価検討部会『教育研究活動の課題と変革 一般教育その1』（1995年）
- 7 『熊本大学学報』537号（1997年4月30日）
- 8 熊本大学教育研究センター広報誌編集委員会『パイディア』vol. 1（1997年）、vol. 2（1998年）
- 9 熊本大学自己評価委員会『現状と課題』（1994年、1997年、2000年）